

特定非営利活動法人 安全学研究所

Organization of HOLONOMY

あんぜんの あかりとあかし

No.5

2008. 3

安全は、「あんぜん」
かっ「安
全」

<安全にかかわる古い言葉>

兵は凶にして戦いは危し。安全の道に非ず。 (顔氏家訓 風操)

利の中には大を取り、害の中には小を取る。
害の中に小を取るは、害を取るにあらずして、利を取るなり。
その取る所のものは、人の執る所なり。
盗人に遇いて、
指を断ち、もってその身を免るるは利なり、
その盗人に遇うは害なり。 (墨子 大取篇)

分別ある人は、相応しからぬものを追いも避けもせず、
追うにせよ避けるにせよ、
物事であれ人であれ、快苦のいずれにも、
然るべきところにきっぱりと止まるのではないか。 (プラトン ゴルギアス)

形よりして上なる者、これを道と謂い、
形よりして下なる者、これを器と謂う。
化してこれを裁する、これを変と謂い、
推してこれを行う、これを通と謂う。
挙げてこれを天下の民に措く、これを事業と謂う。 (易経 繫辞上傳)

< HOLONOMY について >

HOLONOMY という言葉は、「安全学」もしくは「安全」の訳のために造語して決めたつもりのもので、ギリシャ語の hol-os (全体) + nomos (統制・規制・秩序) を二つ併せて、つなげる言葉 -o- を挟み、最後に英語の語尾 -y をつけたものです。同類の構造をもつ言葉に、経済学とか経済をいう ec-o-nomy があります。safe や security の語は正しく十分な意味で安全を言う語ではないでしょう。形容詞形 holistic ならば、細切れる的に専門分化した医学への反省としての全身医療、全体的な包括医療を言う holistic medicine などのように、既に広く使われていました。ただし、造語のつもりだったこの holonomy の語そのものはリーマン幾何学の中ではずっと早くから用いられていました。

安全は、「あんぜん」かつ「安_レ全」の解説を兼ねて

安全と政治

理念と実現行為

．
ひところ安全問題は、＜そのことが「アンゼン（なの）かキケン（なの）か」＞とまづ問われ、「アンゼンならよし」「キケンならだめ」ということになっていた。一般にアンゼンとキケンは容赦のない二律背反関係にあるものとして捉えられ、アンゼンはキケンのない状態と思われていたのである。

しかし漢字表記にすれば意味がはっきりしてくる。安全は文字通りには全部や完全という場合の全を含むのではあるが、実際には事の進展の結果さほどのもしくは決定的な遇害被害のないことであり、危険は問題にしている現在のことで、将来遇害し被害を受けることなく今述べたような意味で安全に結果するか（後に述べるように、正しく言えば安分ということにもなるのではあるが）、どちらなのかわからないことをいう。

危険は一般に、安全とは正反対の結果のみを言うものと考えられがちであるが、実はその中間の結果となる様々な可能性を含む出発的事態を言う語であって、決して安全の反対を言う言葉などではありえない。

結果状態としての安全に対立するものは危険ではない。今までそれを遇害被害の語で表してきたが、もっと全に対立するにふさわしい徹底的な形で言えば、死をも含むような意味での害毒というべきであろう。これに対して繰り返しになるが、危険とは現在の状況あるいは行動開始時の状態について言うもので、まだどうなるか見通しのつく前の状況

や状態を言うのである。

危険であれば必ず死にも至り大失敗に終わるというわけではなく、むしろ、危険であるからこそ慎重に万全の配慮や準備をもって安全をはかることにもなるのである。しかし安全に事が終わって後には「無事だ」とか「無事に終わった」とはいうが、「安全だった」ということはほとんどいわない。安全は過ぎてしまったことのこれまでの経過を振り返った現在の状態を言うのではなく、むしろ将来の見通しについて言うのがふさわしい。そこでは当然、危険に際して容易に断念することなく覚悟して将来の結果状態としての安全を図りそれを実現し、あるいは維持しそれを確保する努力あってこそ、将来のいわゆる安全「状態」がありうるわけである。もし家族単位あるいは事業団体単位などの単位ごとのばかりでなく単位間での競争や争いに対する安全努力を怠るならば、単位間の優勝劣敗的な不安や勝ち負けによる繁栄や衰退衰亡結果が生ずることは自明のことである。

ここに明らかなように、「安全」は決して単なる状態に尽きるものではなく、たとえ状態であるにしても、行為に伴う結果状態を言うばかりでなく、何よりも先づ全を図り、全を安んずる行為を前提する。即ち、安全はまづレ点入りの「安_レ全」でなければならない。レ点に慣れない人は「安-全」としてそれが形容詞+形容詞または名詞+名詞の一語化ではなく、目的語を伴った他動詞句であるこ

とを知ればよい。とにかく、単なる状態をいうのは安全ではなく安泰なのである。安全と安泰の関係を英語でみようとすれば、securityとsafetyの関係となるが、ここではそのことには触れないでおく。

「安-全」によって示される十分な意味の安全は家庭なりクラスなり諸々の単位集団の努力の積み重ねのみでは遂行できず総じて国家の健全な営みによる支えがなければならぬ。諸国家機関や諸組織は、国内的には直接に国民的市民的安全の総合的根底的基盤となるが、それを建設し運営し諸外国組織とも交渉しながら具体的に安全実現の大枠をはかり、国民個々の安全努力の成功成就のための大枠を決めるものも、まさしく政治そのものに外ならない。

統一的に調和を求める国内政治に限らず、対外的妥協を必要とする外交政治についても基本的には安全を理念とし、国際的平和状態を安全実現のための前提となる根底的条件と知らなければならない。

極端に言えば西欧近代はアジア侵略を各国の根本的な国是としてきたものといって大過ないが、正しい政治は安全をこそ理念とするものであるべきである。しかし、侵略者達だけの安全はそもそも安‘全’に反する。国の内外を問わず競争を直ちに闘争や戦争にするのは間違いであり、不正である。国家は本質的に市場的になりがちな自由経済活動を統制下において、対内的と対外的とで原則を変えることなく、常に安全を追求するのが 20 世紀を超えた今後の国家の外交でなければならない。カントの言うような永遠平和のためには、帝國的に政教一致的な国家あるいは、連盟的もしくは同盟的の別を問わずとにかく何らかの連合国家なり世界国家を形

成すべきであろう。そこにそもそもの正しい政治が成立しうることになる。経世済民の縮約形である経済は、世の大筋を通して民を救済するというのが本義であるのに対し、政治は教鞭などを用いて正すように枠を用いて匡すことをいうのであるが、政治は経済の上に立って当然それを統制下におくものである。

現在の世界各国で、国益第一義というのが外交上の究極の決まり文句となっているように見える。しかしよく考えてみれば、国益第一主義というのは政治的な理念が経済理念に屈服させられている憂うべき状態であるというべきであろう。国内問題でのいわゆる「地方」自治に於ける競い合いがバラバラの争いになってゆく地域的すなわち方域的利益追求に対しての国益とは別に、国際問題に関わる場合でいう「国益」という考えは厳しい争いの姿勢の中から生まれるものであって、この国益の含む意味ははなはだ芳しくない。そもそも理念としての安全を具体的現実的問題とするのは、経済をもふまえて展開する十全な意味の政治ということができる。争いを基本とする企業の競争に対して諸々の争いをふまえて協調させながら、究極的には一つの秩序にまとめていこうとするのが理想的な政治のあり方なのではあるまいか。

表紙に示されているところは、状態としてのみ考えがちである「アンゼン」が通常に言う安全であり、キケン同様、真名といわれてきた漢字表記よりもただ仮名文字で表わされるのがふさわしいような内容のものであることを示す試みである。仮名で表すということは、漢字の表す意味を捨てて数学の記号と同じような単なる識別記号としてしまうことにほかならない。

新年度の方針と今後の予定

かねてから講演会や公開勉強会や塾活動を中心に据えてゆくと同時に、安全学会の設立を目指したまま、遅々として歩みを重ねて早くも4年になろうとしています。この間世の中では、「安全」と「安心」の言葉が対にされて大流行になるとともに、かなり多数にのぼる大学の中に「安全学」を名乗る部門が現れました。

大変によいことだと思いますが、多くはまだ安全工学にとどまったままのようです。この間、私達のNPO 法人安全学研究所では、細々と安全学体系化のための努力を積み重ねてきましたが、今年からは一方で、学問的には幅広く様々な従来の学問領域にまたがって包括的かつ統一的な思索を必要とする安全学の体系を構築し、今後の全世界にむかって根本的自覚的な安全理念にもとづく人々の生活を可能にし、もちろん私達を含めて人々が新しい歴史時代を築いていけるようにと願っていますが、古い進歩向上を根本に据えて効率能率重視の歴史にとっぷり浸って競争と戦争に明け暮れてきたこれまでの歴史にピリオドを打ちたいと思っています。

私達は安全こそが現代の理念であり、現代から将来にかけての探求し確立すべき新しい哲学、言い換えると今後の時代の哲学、あるいは今後の歴史の根底を貫いてゆくべき哲学は安全の哲学でなければならないと確信しています。私達はできるだけ早く「安全学索隠」につづく「安全学綱要」を仕上げるとともに、速やかに英訳して全世界に広めてゆきたいと思っています。そのためにはまづ古い歴史、それも現代の世界の中でよくも悪しくもプラグマティック支配的姿勢をつくり上げたヨーロッパ=アメリカ的な歴史から進み出て、真に哲学らしい哲学によって安全を根本理念とする人間世界を形成し直すことのできる気鋭の士を募るところから始めたいと思いますが、若手の篤学救世の士自身の勉学や活動の将来のためにも経歴にも役立つように「学会」を結成し、そこで思索の成果を発表していけるような体勢堅めるところから手をつけて、そのための努力を安全学的実践活動開始の第一歩としたいと思っています。

なお、年度が改まりましたので、会費の振込みをよろしくお願い申し上げます。詳細については 41 ページの「2008 会費年度会費振込みのお願い」をご参照ください。

もくじ

(1) 食品の安全性と品質	宮地竜郎.....	1
(2) 日工教「技術者倫理」ワークショップ参加レポート（1）	川北晃司.....	4
(1) 外国人参政権問題からみた住民概念と国民概念	根来方子.....	11
(2) 言葉のパトロール いわゆる「地産地消」の表現上の不都合について	田村真理.....	30
(3) サブプライム問題の構造	杉野元子.....	36
研究所紹介、会費、ご助力ご参加のお願い、入会案内、編集後記・		41

安全の「あかし（証・證）」とは、安全の実践の基礎としての理論や実践の批判反省のことであり、安全の「あかり（灯・燈）」とは、実際に現実の中で安全を行うことである。そして真に安全に外れることのない安全のあかりであるためには、あかしの上に灯されるべきものでなければならない。

<連絡先・お問い合わせ先>

NPO法人 安全学研究所

Organization of HOLONOMY

〒190-0012 立川市曙町 2-42-23 ア-パソライ7立川 614

Tel / Fax 042(521)2988 Email: holonomy@aa.bb-east.ne.jp

URL: <http://enjoy1.bb-east.ne.jp/~holonomy>

迷惑メールとの区別のため、メール件名に[安全学研究所 行き]と宛名をご記入ください

宮地先生には、「食の安全」に関してシリーズでお書きいただいています。どのような場合に食品が安全とされるのかに関して、この問題を考える上で基礎的かつ視野を広げるような多角的なご検討を加えられています。今回もそのつぎとして、食経験、食文化にまで踏み込んだ論考をいただきました。最近、「毒入りギョーザ」事件をきっかけに食の安全問題がまた大きく取り上げられていますが、食は生きてゆくための基礎的必須のものであるだけに、その安全についてはとくに近視眼的狭隘な視野からの議論が避けられるべきであると痛感せざるをえません。

日本の食糧自給率の低さなども話題になっていますが、先進国日本の生活スタイルや労働指向の変化、さらに最近よく報道を目にするようになったバイオエタノールによる食糧の供給不足とその結果の食品の高騰問題なども視野に入れなければ難しい問題でしょう。

ご寄稿に対してやこうした問題全般にわたるご感想ご意見など、お寄せいただければさいわいです。(編集部)

(1)

食品の安全性と品質

宮地竜郎

東京農業大学准教授

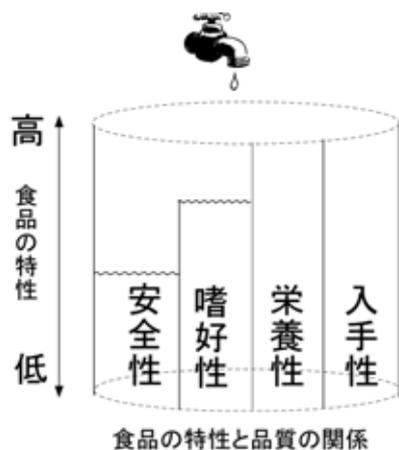
我々の日常には、店頭に並んでいる食品を品定めした後購入し、家庭に持ち帰り調理して食べるといった場面があります。このような食行動を左右するものに食品の品質があります。食品学や商品学において、これを決定する主な特性(要素)として「安全性」、「嗜好性」、「栄養性」、「入手(経済性)」等が知られています。

一般的に安全で、おいしく、体によく、安く手に入る食品であれば品質の高いものと見なされ、我々は通常その様な食品を選択します。さらに、辛島司朗氏が「物がうまいことと、うま^く感^ずることは必ずしも

同じことではなく、またうまいこととおいしいことも同じではない」¹⁾と述べ、伏木亨氏が「人間は脳で食べている」と表現しているように、我々は広告等によって得られた食品の付加的な情報を見定め、情報をも味わっていると言えます。ビンテージ・イヤーに製造されたワインはうまいのではなく、長い年月に渡って培われたワインのおいしさの定義とその風味が一致するためにおいしいとされています。

作物の施肥に関する考え方に、1834年にドイツの化学者ユストゥス・フォン・リービヒによって提唱された「リービヒの

最小律」があります。現在では必ずしも成立するものではないとされていますが、作物の生育は肥料中の窒素、リン酸、カリウム等の中で最も少ない元素の量に支配されるというものです。この考え方は安全管理や経営効率等を説明する場合に、「リービッチ（ドベネック）の樽（桶）」の図を用いてしばしば引合いに出されますが、今回食品の品質とその要素となる各種特性の関係について適用してみました。下図の様に、食品の品質を蛇口をひねり樽に水を満たしていった場合の水位にたとえると、食品の品質は最も低い値を示す特性に支配されることがわかります。一般的に、安全性が低い食品は他の特性が高くても品質は低く工場においてハネ品となることから、安全性は必須の前提条件となります。安全性が十分確保されている食品においては品質は他の特性に依存します。



※木樽(いわゆるリービッチの樽)には四枚の板(食品の特性)が組み込まれている。樽の水位は食品の品質を示す。食品の品質は四要素のうち、最も低いものに支配される。

食品の安全性と品質の関係は、食品工場で製造される高次加工食品や世界的に流通している食品においてはリービッチの樽で説明できますが例外も認められます。タイには下痢をすることを承知で腸炎ビブリオ（食中毒細菌）で汚染されている可能性の高い貝類を生煮えの状態を食べる習慣があります。腸炎ビブリオは熱に非常に弱いため貝類を十分にボイルすれば支障がないのですが、ボイルすることで貝の肉が硬くなりまじくなるそうです。このような食文化を西淵光昭氏は「never mind」を意味するタイ語から「マイ・ペン・ライ文化」²⁾と命名しています。日本は腸炎ビブリオによる食中毒の件数が他の国に比べて非常に多いことが知られていますが、これは魚介類を生で食べる食習慣があるためです。その摂取により、食中毒を発症するリスクがあることから安全性が劣るにもかかわらず、生食用の魚介類は加熱加工された魚介類よりも品質が低くみられることはなく、生食用魚介類に対する嗜好性はむしろ高いといえます。さらに、日本にはフグが卵巣に毒物テトロドキシンを蓄積しているにも関わらずこれを除去して食べる習慣があります。

本誌2号では「食経験」、すなわちヒトがある動植物を、あるいはそれらを原料とした加工食品を幾世代にも渡り摂食してきたという経験について考察しました。一般的に、ある動植物に食経験がある場合、この動植物は疫学的に安全性が保障されていると考えられています。日本における魚介類

を刺身で食べる食習慣の記録は応永6年（1339年）の「鈴鹿家記」の記事が初出とされていますが、それ以前にも日本にはこの食習慣があったことが予想されることから、魚介類の生食は食経験として十分な期間を経ています。日本人のこの食習慣に対する立場は「never mind」であり、日本はタイに劣らず「マイ・ペン・ライ文化」の国であると言えます。食経験は究極の安全性試験と言われていますが、世界基準となるような安全性試験ではなく、特定の民族において成立する限定付きのものであることがわかります。摂食によって安全上のリスクがあるにもかかわらず、日本人はなぜ魚介類の生食を許容したのかは精密に議論される必要があると考えられます。さらに、「すし」に代表されるような今日の世界的な魚介類の生食文化の許容についてもその安全性や食経験の観点から検討される必要があると思います。

注)

- 1) 「アメニティと「食」の味わいー「憩息性」と味覚の周辺ー」、食の科学、231号、P45-51、1997
- 2) 「食品の微生物学的リスクアセスメントと文化的要因」、防菌防黴、31、p218、2003

川北先生には、「技術者の倫理」に関して続けてご寄稿いただいています。倫理学を学問的にも深く学ばれた先生なのですが、いつも実践的な具体的な技術者倫理問題としてわかりやすく取り上げて下さっています。

今回はさらに実際のワークショップの参加レポートという形で、いわゆる現場からともよくいわれるような議論を導入に、その場での先生の「質問」報告という結びで、私たちが簡単に概念的な検討や考察への入り口に立つことができるような過程でお書き下さっています。そして、また最後に触れられている「価値の押し付け禁止」と議論を成立させずあらゆる知的検討の可能性を無化してしまう「価値相対主義」の問題は今日とくに重要な検討を要する問題でもあります。ご寄稿に対してや問題全般にわたるご感想ご意見など、どんどんお寄せください。(編集部)

(2)

日工教「技術者倫理」ワークショップ参加レポート(1)

川北晃司
東京高専

はじめに

筆者は最近、2008年2月2日、駿河台の日本大学理工学部1号館121教室で行われた、(社)日本工学教育協会(日工教, JSEE)主催の第8回「技術者倫理」ワークショップに参加の機会に恵まれた。本稿では、以下にそのプログラムを記し、基調講演者である札野順氏の講義についてレポートする。なお、日工教は個人会員約3500人を擁し、公益社団法人化をめざして現在、「倫理綱領」を作成中の由である。

日本技術者教育認定機構(JABEE)では、「技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、および技術者が社会に対して負っている責任に関する理解」を「技術者倫理」と称して、技術者(科学者を含む)に求めている。本ワークショップの開催趣旨は、1件の基

調講演、および第1回から第7回までの参加者から6件の「私の技術者倫理教育体験」について事例紹介などを報告してもらい、ついで、それらをもとにして、グループ討議を行い、参加者が自己の講義方法について考える、というものであった。ワークショップ参加者は、技術者倫理の講義担当者またはその予定者である。

1. 参加者とプログラムの構成

参加者名簿によると、グループ討議参加者数は計48名で、その内訳は大学(大学院)教員31名、高専教員13名、企業4名であった。高専教員としては、函館高専(2名)、一関、宮城、福島、東京、金沢、舞鶴、岐阜、奈良、大阪府立、都城、沖縄から各1名である。主催者であるJSEE専務理事

(椿原治氏)の開会挨拶では、日大での開催であるのに「関東からの参加者が少ないのが残念」とのことであった。ちなみに関東からの参加は、教育機関としては、筑波

大学、千葉工業大学、工学院大学、神奈川大学、東海大学、そして筆者の所属する東京高専の、計6校であった。以下に当日の実際のタイムテーブルを示す。

9:30-9:40	ワークショップの進め方(事務局)
9:40-10:10	講義事例Ⅰ「安全を保証される立場から保証する立場へ」 片倉啓雄氏(大阪大学大学院工学研究科准教授)
10:10-11:40	基調講演「技術者教育のパラダイム・シフト---金沢工業大学における教育課程全体を通して行う倫理教育---」 札幌野順氏(金沢工業大学教授/科学技術応用倫理研究所所長)
11:40-12:10	講義事例Ⅱ「理工系学生のための技術者倫理ハイブリッド教育・「科学と倫理」の実践と成果」 康井義明氏(東海大学工学部教授)
12:10-13:10	昼食
13:10-13:40	講義事例Ⅲ「室蘭工業大学の技術者倫理教育の試み---現状と課題---」 藤木裕行氏(室蘭工業大学准教授)
13:40-14:10	講義事例Ⅳ「ディベートを活用した技術者教育の実践的教育---教育方法の開発とアンケートによる教育効果の調査---」高野倉雅人氏(神奈川大学工学部助教)
14:20-14:50	講義事例Ⅴ「私の技術者倫理教育体験」熊谷浩二氏(八戸工業大学工学部教授)
14:50-15:20	講義事例Ⅵ「指導的技術者の認定における技術者倫理の評価・測定」 佐藤正樹氏(東京電力(株))
15:30-17:30	グループ討議 技術者倫理についての効果的な指導法
17:30-18:30	各グループ検討結果発表(概要報告) まとめ(各講師から)
18:30	終了

2. 札幌野順氏の基調講演

当初は札幌野順氏の基調講演「技術者教育のパラダイム・シフト --- 金沢工業大学における教育課程全体を通して行う倫理教育 ---」が最初に行われる予定であったが、金沢から当日朝、駆けつけた氏の講演は、2番目となった。さて氏の講演内容であるが、

What are you? (あなたは何者?) と記されたスライドの問いかけが、今回がワークショップ初参加である筆者にはとりわけ印象的であった。学生への授業初回で札幌野氏が“**What are you?**”と切り出されるといいう話はこれまでも JSEE の大会で聞いていたが、“**you**”とは聴衆のことだと筆者は

思いこんでいた。しかしそれはまず、札野氏自身のことだったのである。氏は自らを、技術者でも倫理学者でもない、教育者として、講演の最初に同定してみせた。そしてスライドショーの終わり近くで再び、“What are you?”のスライドが挿入された。それは暗に、次のように聴衆に問いかけているように感じられた。

「私には教育者としてのアイデンティティとプライド、そして明確な夢があります。さて、あなたはいかがですか。」「あなたはどんな技術者になりたいですか。自らがなすべき行動を設計する技術者、というのはどうですか。金工大ではそう教えているのですが」。

氏が実際にそう語ったわけではない。氏の貫禄と熱意のようなものが筆者にそう感じさせただけである。

さて筆者は哲学的、したがって概念的、意味論的な分析を事とする。氏の講演後に筆者が質問したのも、そうした根本「概念」に関する問いであった。つねに「概念」を問う（道徳関連用語が使用される場合はとくに）ことこそが、ソクラテス以来の、哲学のアイデンティティであると筆者は考えているので、あえて氏にも質問したが、そのことは後述したい。

以下は、氏の基調講演におけるいくつかの重要な主張の、筆者の手による再構成である。

.....

なぜ、今、科学技術(者)倫理か。基本認識は、「激変する世界」ということである。科学技術が人間社会に広範で深遠な影響を与える時代となった。個人、特に、科学技術の専門家の意思決定が、社会に多大な影響を与える可能性を持つ時代となった。

マクロ・レベルでは、科学技術に起因する地球規模の問題群がある。環境問題や、生命や QOL に関わる諸問題や、情報技術に関わる諸問題がある。情報量の爆発的増加は、依存性の増大や、格差の拡大も招き、QOI(Quality of Information)が問題となっている。

メゾ・レベルでは、技術者資格の国際化に伴い、国際的に通用するエンジニアの要件を保証すべく、JABEE が 1999 年 11 月に発足した。そこでは認定技術者共通基準として、ひとつには「(a) 人類の幸福・福祉とは何かについて考える能力と素養（教養教育を考える）(b) 工学的解決法の社会および自然環境に及ぼす効果、価値に関する理解力や責任など技術者として社会に対する責任を自覚する能力（技術者倫理）」が、米国における認定機構の例に倣い、実証的に問われるようになった。2000 年には技術士法の改正があり、技術士試験に倫理問題の導入を決めた。技術士は CPD (Continuing Professional Development : 継続教育)においても「技術者倫理の徹底」を図られねばならないことになった。

ミクロ・レベル、すなわち個々の科学技術者や組織の例については、日本における最近の事件が挙げられる。オウム真理教サ

リン事件，JCO 臨界事故（1999），三菱重工リコール隠し事件，耐震構造偽装事件，電力各社隠蔽問題等である。それらには少なからぬ技術者が関与していた。

エンジニアの責務は拡大し，扱うべき情報量は急増し，その活躍の場は世界に広がってきた。それに従い，新しいタイプのエンジニア像，新しい技術者教育の必要性が生じている。

技術者が考量すべき価値と行動規範とは何か。個人の価値と行動規範から，人類の一員としての価値と行動規範へと重点をシフトすべきである。技術と価値は，不分離の関係にある。技術は，個人と組織の価値観の反映である。では，皆さまの価値観とは何か，自問してほしい。

技術者倫理教育・研修の目指すものは何か。技術者や組織が，様々な「価値」のバランスを取りながら，技術に関連する問題を発見し，解決する，総合的な問題解決能力の，さらなる向上，これである。

現状で技術者が尊重すべき価値とは何か。専門職能協会や学会の「倫理綱領」や「行動規範」に表明されているような価値観であろう。すなわち，「公衆の安全・健康・福利」「専門家としての能力維持向上」「忠実義務」「客観性」などである。

技術者とは，研究開発を含む広い意味での技術の専門職に携わるものである。

2002 年度以降の JABEE の学習・教育目標では，技術者倫理は「技術が社会や自然に及ぼす影響や効果，および技術者が社会に対して負っている責任に関する理解」

と解されている。それ以前は「……技術者として社会に対する責任を自覚する能力」となっていた。つまり，「能力」から「理解」に書き換えたわけである。何故かは不明だが，求められるような「能力」の測定可能性に疑義が生じたためであろう。しかし測定不可能とも言えないはずである。

ただし，以下のことは技術者倫理教育の目的でない。

- ・ 特定の価値観を押し付けること
- ・ 教条的規範条項を刻み込むこと
- ・ 倫理理論のみを教え込むこと
- ・ 倫理学の歴史のみを教えること
- ・ 悪人を善人にする

技術者倫理教育の目的については，The Hastings Center プロジェクトの結論が参考になる。すなわち，

1. Stimulating the Moral Imagination
2. Recognizing Ethical Issues
3. Developing Analytical Skills
4. Eliciting a Sense of Responsibility
5. Tolerating Disagreement and Ambiguity (Harris et al.pp.9-12)

また，Martin と Schinzinger によれば，技術者倫理教育の目的は「道徳的オートノミーの育成」“to strengthen moral autonomy”である。プロフェッショナルとしての道徳的オートノミーとは，倫理問題について，適切な情報と理性的な熟考を

基にして、他から強制されない状態で、独自に判断を下すことである。さらに、自らの判断に基づいて行動することのできる能力である。

Possible Solutions のひとつは、長期的な目標として、「工学教育」の概念そのものの変革である。すなわち、工学教育を「Discipline から issue へ」、「Solution Providers の育成へ」変革することである。これまでは無意識の先入観に支配されていた。すなわち「学専業卑」という先入観である。「高等教育に専門職育成の観点が欠落」(大橋秀雄)していたのである。これを直さねばならない。

Possible Solutions のもうひとつは、Ethics across the Curriculum (工学専門教員も含めた教育プログラム全体での技術者倫理教育) の実施である。それには以下のステップがある。

(Step1)教育プログラム全体での目標設定 .

目標設定のための機能/組織の樹立. システムとして教育を行うことの確認. 技術者倫理が「周辺」問題ではなく、技術者教育の「中核」であることの共通理解. 技術者倫理教育を推進する組織の確立.

(Step2)イリノイ工科大学モデルの実施 .

すなわち、専門教員を対象としたワークショップの実施 (7日間×15人×3回)、技術者倫理教育を実体験、ワークショップ修了者に対する組織的支援 (コンサルティング、演習問題など

の収集・配布、資料の収集、コーディネーション、定期的会合)

(Step3)教員自身の経験などを踏まえて、技術者倫理に関するコメント、卒業研究(設計科目)への倫理問題の導入、技術者倫理に関連する時事問題に関するコメント

(Step4)教育成果の測定と継続的改善 .

技術者倫理とは、倫理学説の理解や第三者的な評論ではなく、自らの行動を設計するための「実践的能力」である。技術者倫理教育とは、科学技術に関係する「価値」、および文化・歴史・社会・宗教など様々な「価値」を考慮しながら、技術に関する問題を発見し、それを解決していく総合的な問題解決能力を育成する教育である。そのような実践的能力が付いたかどうか、学生による科目分析に加え、担当教員による定性的分析を実施する。たとえば「学習教育目標に関するレポート」から、技術者として「共有するべき価値」について、学んだ足跡が読み取れるものを「肯定的」、そうでないものを「否定的」、どちらとも判断できないものを「どちらでもない」に分類して評価する。

自律型改善機能を持つ PDCA サイクルを回すためには、教育の効果・実効性を測定・評価することが急務である。金工大では、ピッツバーグ大学工学部の研究チームと共同で、技術者倫理能力測定基準(ethics rubric)を開発中である。

.....

以上は筆者による再構成であり、札野氏の講演の忠実な再現ではない。したがって、大事な論点がいくつか抜け落ちているはずだが、以上だけでも、氏の講演は基調講演と呼ぶにふさわしい、重厚なものであることがわかるだろう。本講演を聴きながら、それゆえなおさら、筆者は2点質問したく思った。それについて以下に記す。

3. 価値の押し付けと価値相対主義の間

筆者は、札野氏の講演後の質問受付時に、ほぼ次のような意見を表明した。

「今回の講演でも「価値」がキーワードの一つになるが、押しつけてはいけない特定の価値観とはどのような価値観だろうか。たとえば宗教に関する価値観がそうだろう。宗教的な価値観や、また逆に、反宗教的な価値観を押し付けられたら、自分はいやである。しかし、「特定」の反対は「一般」ないし「普遍」だろうが、そのような価値観はどこに存在するのだろうか。技術者倫理では、最初の片倉氏の講演にあったように、たぶん「安全」が一番の価値として、一般に承認されているように見える。しかし、セーフティという意味での安全が、一般に一番の価値というのは本当だろうか。セーフティよりも大事なものがある、と信ずる文化圏も存在するのではないか。たとえば、ジャスティス・インディペンデンス・チャレンジ。これらを安全や福利よりも重んじる国や文化がありそうだ。しかしそれらも、特定の価値観と言わざるをえない。そして安全第一もまた、特定の価値観である。押

し付けてはいけないとされる特定の価値観と、そうではない価値観を、どこで区別するか。自分も授業しながら、その区別がよくわからないまま、特定の価値観を押し付けているのではないかと不安に感じている」。

それに対する札野氏の回答は、筆者の思い出せる限りでは以下のような趣旨であったと思う。

「答えづらい問題だが、特定の価値観ということで、そんなに難しく考えたわけではなく、いわゆる個人的な偏見や信条や主義主張にもとづく価値観のことだと考えてもらえばよい。そして特定ではない価値観とは、専門職能協会や学会の「倫理綱領」や「行動規範」に表明されているような価値観であると考えていた。個人的な価値観は自分にも当然あり、それをむしろ個人的なものとして明らかにするようにしている。そうすることで、それが押し付けになることを防げると思うからである」。

筆者は同意して、さらにほぼ以下のような感想を述べたつもりである。

「個人的な価値観を押し付けることは避けねばならないとしても、教師が自分の価値観なり、使命感なり、教師としてのアイデンティティなりを、ある部分である程度以上に確かにしていかなないと、学生に伝えるべきこともうまく伝わらないと思う。しかしその、「技術者として共有すべき価値」を「伝える」ということ自体が、必修科目ゆえにすでに「押し付け」の一部と見なされ、それに反発する学生も実際少なくない。

それでも、われわれは伝え、教えていくしかないのだろう。自分なりの価値観と、できれば使命感をもって」。

それに対して、札幌氏が何度もうなずかれる姿が、印象的であった。

さて、もう一問の方は質問を割愛したが、その問いとは、やはり価値の相対性をめぐる問いであった。それを以下に記す。

The Hastings Center プロジェクトの結論では、「不都合と曖昧さに寛容なこと」が技術者倫理教育の一目的だと記されていたが、少なくとも今の日本の教育現場では、それは「目的」というよりも「現状」に近いのではないか。しかも、その「現状」は、教育の現場に携わるものとして、気がかりなものである。以前、江戸川大学の社会学者である小笠原祐子氏が新聞の投稿記事で次のように述べていた（朝日 2000年7月11日）。学生たちと何を議論していても、たいはだれかが「私はこう思うけれど、人それぞれ、いろいろな考えがあると思うし、それでいい」という趣旨の意見を述べ、そのとたん、議論が成り立たなくなる。「人それぞれ」で「何でもあり」となれば、社会問題の大半が個人の好みと選択の問題に矮小化されてしまう。「価値観の多様化」や「個人の自由」ということばの響きのよさにまどわされて、私たちは異なる意見に耳を傾け、異なる立場の人々に心を重ねる努力を怠ってはいまいか。しよせんいろいろな考え方があからと、初めから議論を高める努力を放棄してはいないか。

要するに、「不都合と曖昧さに寛容なこ

と」は、多くの場合美德としても、それが「思考停止」や「判断中止」のすすめと、誤解されてはならないのである。

前出の The Hastings Center プロジェクトの結論全体を再読してみよう。技術者倫理教育の目的とは、

1. 道徳的想像力を逞しくさせる。
2. 倫理的課題を認識させる。
3. 分析的技量を高めさせる。
4. 責任感覚を引き出す。
5. 不都合と曖昧さに寛容にさせる。

そう、このオーダーにはきちんとした意味がある。時系列としてのステップ、もしくは目的上のプライオリティ順、と言い切ることにには、逡巡を感じる。しかし、いずれにせよ、不都合と曖昧さへの寛容は、頭の方には来ないのは確かであろう。

相互の不都合と曖昧さへの寛容は、相互に想像力や、認知力や、分析力や、責任感覚を十分に働かせてもなお、残存するだろうそれらへの、また相互への、いわば慈しみであり、労りなのである。

.....

筆者による今回のレポートは以上である。

引き続き次回では、本ワークショップにおける、札幌氏以外の講師の話についてとりあげたい。

福田内閣になって、「生活者」という言葉が再び脚光を浴びることになっていますが、安全を図ることは「生活」にこそその結果成果が実現するべきであることは言うまでもありません。国家と国民は対立的にばかり捉えられるべきではなく、安全はひとりひとりの生活のためであり国家の安全もそのためであると言わなければなりません。しかし、その生活主体とは誰でしょうか？ 今号もまた、三篇の論考を載せました。取り上げた話題は前号までとちがってバリエーションがありますが、すべて生活者問題の考察に端を発したものです。

第一は、生活者といわれる生活主体を考える上で「住民」概念が必要であるとしてその基礎付けと考察をするものです。とくに旅行者などいわゆる消費者としてばかりでなく労働者としても外国人が多く居住している現在の「国際化」された日本において、調和ある安全な社会や生活の実現を考えてゆく上で、国籍上の規定である「国民」よりもむしろ「住民」という基礎概念を明確にし打ち立ててゆくべきではないか、という提案を参政権問題を取り上げながら論じているものです。

第二は、食の安全問題に関して食糧自給率がまた最近取り沙汰されましたが、＜言葉のパトロール＞という連載中で「地産地消」の語を扱った文の中断をはさんでの一応の完結篇です。この言葉は少し前から流行し、反グローバリズムとも結び付けられるスローフード運動などといわれるものにも通ずるものですが、その造語法の誤りを指摘し、もし言うならば「土産土用」などを提案しています。

第三は、先ごろから経済の大問題になっている「サブプライム問題」を取り上げました。何度も取り上げているテーマですが、資本主義の行き過ぎが反省されている今、いわゆる「市場対国家」の対立の誤りの指摘とその安全理念による止揚の必要を再三にわたりますが論じたものです。（編集部）

(1)

外国人参政権問題からみた住民概念と国民概念 国民としての国のそれと“地方自治体”における住民としての権利や義務

根来方子

外国人参政権問題と参政権の意味

昨年末ごろから、外国人のいわゆる参政権問題が改めてまた取りざたされている。

1月23日のマスコミ報道によると、民主党の小沢代表は、このほどまた改めて永住外国人に地方参政権を与えるべきだと述べたらしい。この問題は小沢代表に限らず以前

から与党公明党も主張してきたところであり、また野党を中心にした法案が過去何度も国会に提出されてもいる。野党側の大勢としては少なくとも主として永住朝鮮人及び韓国人等のいわゆる「在日」問題に取り組んで‘参政権’付与を提案し続けてきたが、常に与党側（正確には与党の大勢と同じ立

場を取っている人たち)の反対にあって、その提案は潰されてきた。

このごろの社会状況に即して考えてみれば、この問題に対する見方は二つに分けることができる。一つは外国人が参政権をもたないのは当然であるという見方であり、もう一つは外国人にも参政権があつてしかるべきだというものであるが、時代はもう明らかに外国人問題の新しい対処を求めてきているとあってよい。しかし、ここでの問題の第一は、外国人参政権の問題は永住外国人に限らないことはもちろんであるわけであり、選挙権に関しても地方選挙権正しく言おうとすれば「方域自治」権(この語については後述する)に関する選挙権のほかに国政選挙権もあり、さらにはそれぞれ参政権には選挙権のほかに被選挙権もあることを忘れてはならないことであり、さらには実際の制度の現状と実現可能性及び解決すべき社会問題の優先度は、各国の歴史経緯や社会状況によって異なるものであって、一概に外国ではこうだから日本でもそうすべきであるとはいえないことである。日本でも永住外国人の地方選挙権を認めるための法案はこれまで国会では廃案4回、継続審議20回以上となっているが、いわゆる「地方分権」改革が積極的に推進されて現実のものになろうとしている今日、選挙制度についても種々のレベル毎の多様性に応じていよいよ本格的にこの問題に取り組むべき時期が来たように思われる。

これまでの歴史的経緯に伴う感情論にとらわれたまま具体的な制度の採用可否につ

いて検討するより前に、国家、国民、住民といった基本的概念の分析及びこの問題を論じるうえでの根本となる理念の整理をしておくべきで、そのうえで日本の現状に合う制度について議論をする必要がある。

外国人の参政権問題を考える際にはまず、参政権というものの意味を明らかにすることから始めるべきであろう。

しかしその前に、先ほど与党と言わずに与党側といったが、側をつければ、既成の党の対立構造を離れ既成の与野党の党間の対立をこえて主張側(荒っぽい言い方をすればいわゆる野党側)に与する、言い換えればこの法案をめぐる場面での賛成派と反対派との対立として、既成与野党の枠の中に必ずしもおさまらない流動性もしくは勢力や組織の変動を考慮にいった表現となるのではないかと思われるので、勿論これには外国人の権限を拡大しようとする勢力増加を時代の趨勢とみる立場に立ったものであることは言うまでもないが、そういう表現を試みた。

これは党などの統制の必要と個人個人の思想の自由との相克問題になることは言うまでもないが、しかしものを考えるにあたっては常に、既成の構造や秩序についての固定的発想に囚われては事の本質を見誤りかねない。確かに、小選挙区制にはそれなりの選挙からくる事情があつて、実情はそう簡単ではないようだが、しかし鳩やメダカの群れででもなければ野党の中でも与党に近い考えを持っている人があつてもよく、与党の中にも逆に野党に近い考えを持つ人

がいて当然なのではないだろうか。しかし主要テーマに関する考え方から党を結んで集まり、それぞれの党の結束を固めようとするのも当然至極という外ないが、しかしまたそれにもかかわらず、別々のテーマについて一人一人の考えに違いがあり、かつ一人一人の考えにも変化が生じて不思議はない。逆にもし、一旦決めた考えを変えることなく、同じ考えに固執しなければならないとするならば、代々の親からの定めに従って変わらぬなどということになってしまいかねないが、さもないと多党分裂に陥るか、絶えざる与野党の部分的入れ替えによる定めなくあてどない転変の繰り返しこそ政党政治ということにでもなってしまうのではないのだろうか。

どんな場合にも、重要なのは金で動くことのないことであるが、「票」を取るため動くことも本質的に違いはない。肝腎なことは事々の研鑽につとめながら得た個々の信念にも忠実なことであり、大切なのは無批判な信念のない行動に逸らないことであると同時に、逆に単なる **voting machine** に墮してしまい、結局はそもそもの政治の意味や大枠となるべき憲法の存在意義を忘れた無理無体の党の独裁が思想統制への途を開かないことである。

・ 権の概念的考察

1) 権利や義務と権限

さて、参政ということはどういう意味なのか、そしてまた権とはどういうものなのかの問題に入りたいが、それぞれを二つに

分けて考える必要がある。

「権」のつく熟語には<権威>のほか<権利>や<権力><権限>などがあるが、その中でも<権利>の熟語の検討が権そのものの意味を捉えるに相応しいであろう。

権の字があらわすのは目的に応じた意味では名詞としての「はかり」であるが、構造に関しては字そのものにあらわされているように、木扁による棹と佳によって表されている錘すなわち^{おもり}権である。棹ばかりの原理は根本的に天秤ばかりの原理に従うものであるが、支点の左右のそれぞれの重さと長さの積が等しいように作られているからなのである。一般によく用いられるのはバネ計りか棹ばかりであるが、バネ計りは上に置くか下にぶら下げるかすればそのままより重さが表わされるが、棹ばかりの機能は測定対象物を下げる側の長さが極端に短く、他方の側はそれ相応に長く、その一定の錘すなわち権を支点に遠ざけたり近づけたりしてつりあいをもとめ、静止した時の棹の上の刻みによって測定対象物の重さがよみとられることになるのである。目盛りが刻まれた棹の上をバランスを求めて動かされる^{おもり}権の占める位置がはかられるべく、支点の反対側に置かれたものの重さに対応するように数字表記がなされているのである。つまり利用上の見地からいえば、棹ばかりは天秤ばかりとは違って、バネ計り同様携帯使用ができるうえに、天秤の場合のように分銅を足し引きしたり取り替えたりすることなく、代わりに錘即ち権をどれだけ動かすかという簡単な手間に替えた

のである。バネ計りとなると確かになお一層便利であるとも言えるであろう。

その際動かすべき即ち棹上に得たり失ったりする長さが、はかれるべきものもつ或いは利得する権利ということになるわけであるが、権利とは取るべき利の量を定めることであり、はかりの場合長さの利を得ることが一般に言って新たに権利を獲得するか追加されることである。もちろん人間以外の動物や無生物について本来権利などという言葉は適用されない。

一般に同一事の表裏をなす損得をあらわすもつとも妥当な言葉は利弊である。利弊の弊というべきものが当然損失ともなるわけであるが、権利の問題としてみれば、義務にあたることになる。当然義務はマイナスの利とも考えられるのであるが、権利をプラスとすれば当然マイナスは義務として観念しなければならないであろう。もし両者を足し合わせてゼロサムになれば、それなりに現状維持的ということになる。

利益の二字熟語の対ならば弊害ということになるだろうが、今日風に言おうとすれば損害ということにもなるだろう。同様にして今日風に権利の対を求めるとすれば、利弊の場合の弊のように権利と対になるものは義務ということになるわけなのであるが、義務はほとんどの人ができるだけ免れたいと願って不思議はなく、反対に権利はむしろ積極的に拡張したり獲得したりしようとして当然である。この拡張的権利のほうが心情的に本来的であるといえるが、権利概念が無制限であるということはいえない。無

限に権利の伸長を図るものは他の権利を侵し盗むことになり、皆同じ心情になれば果てしない競争が現出することになる。当然、統御統制が必要とならざるをえないが、自らなしえないのならば安全的秩序や統制を心掛けうるものの支配もしくは指導が必要となる。そこに第三者による権威もしくは権力の行使がなければならぬことになる。従って権利は行政権を行使するものにおいては「権限」となるが、一般人同士の場合には一々の具体的な場面で本来対等であるはずの権利に優先権問題が生じたり、平等権もしくは最低限の基本権問題が生ずることにならざるをえない。

「権限を振り回す」とか「権限を盾に」とか言ったりすることがあるが、うかつに聞くと言葉の十分な意味を取りそこない、一々の言葉の基本義をとんでもなく誤解してしまうことになる。この場合は、制限的な意味の言葉である「限」を逆の積極性を与える言葉と取ってしまうということになるのである。よく「～の権限が与えられる」という言い方がなされるが、それは本来間違っている。権「限」が与えられるのではなく、権限内のものについての執行「権」が与えられるのである。つまり「権限」というときの限はここまでだということであるが、その前に置かれている権は限られるべき範囲内については当然いうまでもなく権が保持されていることを示している。限は制限的であるにもかかわらず、権限を口にするときもつばら限はただの「つけたり」となり権の意味だけが主張されるという結

果になるのはそういうことなのである。限の意味を含む権限の語を言い立てて反論をする人間もいたりするが、一般にしている本人の意識では越権行為ではなく正当の権利行使なのだという力みを伴った言葉なのであるといい。しばしば権限という言葉も、反語的には拡張的なニュアンスを含みうるのであるが、先に言ったように権限を振り回すとか笠に着るといった言い方がなされるのはこの故である。しかしあえて言えば、いささか僻んだ心情が潜んでいともいえるのであって、実は「権限を」というより「権力を」振り回すというのが正しいであろう。

ただし、そうはいっても権力の語は振り回すなどというまだるっこしい言い方にはそぐわない。これに反して権限内の狭く限られた範囲内のことであることに応じて、「権力を振るう」と言う代わりに「権限を振り回す」というように「回す」という言葉も付け加わりうるのである。強大な権力を許されているような場合には、暴君でもなければかえってむしろ教育や説得に頼るものであって、よく知られているようにローマのサーカスなどで充たされる類いの墮落した悪趣味な残虐好みの、すなわち本来王や君子の楽しむところと違って低級な娯楽つまり‘スポーツ’を楽しむとするのもなければ、生の権力を振るうことは少ないのだと承知してよいのであろう。人々がいやらしいほど強く「振り回し」てしまうような権力はそれが心外なほど狭く限定されているときのことでしかないのではな

いか。荒っぽい言い方をすれば、私法上の問題には権限などよりも、すべてはまず生得的性質や特長にもとづく権能こそが問題となると言ってもよいが、キリスト教などにみられる権能は、もともと創造主たる神によってそのような資格や力を許された存在として創られたものに付与されたという意味で、権限に等しいような意味の言葉として捉えても大過ないであろう。

2) 権威と権柄と安全配慮

なお、漢語本来の権利は「利」をはかるということではなく、権力に通ずるような意味で、『荀子勸学』などにみられるのは、権勢と貨財を意味した言葉である。そのような意味の権利を具体的に支配権もしくは支配権の行使として示すまたはその行使を憚らない姿勢を示す言葉が「権柄」である。そしてまた地位上の力としての支配権をこそ古くは権力と言ったようだ。権力というのは実際に行使するという含意を暗に伴う言葉であるのに対して、行使の意味を含むことなく、認められて判定判断などについて大きな力をもつもしくは影響を及ぼすことのできるものまたはことが「権威」である。しかし必ずしもそれが権力や権利を伴うとは限らない。そのような利とか力とか柄を伴わないような意味での価値に則した言葉が権威ということが出来る。そしてまた言葉を変えれば、実質的現実的価値にかかわるのではなく教養とか知識とか人格などの価値にかかわるもしくはそこから発するものが権威なのであるというべきである

う。もちろん、そのような権威者集団の長の立場に立てば権力的なものが伴ってしまうこともあるが、そうなったからといってあながちに卑下すべきことではあるまい。

権利のことに戻ることになるが、英語では権利は **right** ということになる。しかし十分な言い方ならば **right power** でありうるかもしれない。ところで **right** は正しいとか正当なという意味もあるが、**power** の質的意味ではなく量的な限度をいうのだとすれば、権限という言葉がその延長に表れてくるであろうことも承知しておかなければならない。

権利の語順を変えて利権というときも、利をはかることをいうのであってみれば、表面上は利をもたらす事柄の違いをあらわすようにみえるが、商品生産がそれぞれの製品目についての製造のことをさすと考えがちであるにもかかわらず、内実は価値すなわち売買によって量化されて獲得される交換価値を得る力、言い換えれば価値を増大する力あるいは増大させる力をいうと考えられる。その点で「権利の上に眠るものは権利を失う」ともいわれ、主張することの上に実は成り立つものである権利の実際は、本質的に利権あさりと変わらず、それを抑え適当適度を守らせる統制権、もしくはそれを言いかえる安全配慮あるいは安全組織もしくは機構は放置すれば対立抗争するものと言ってよい。いま商品生産といったが、公共工事としての道路や公共建造物のいわば工事権を行使する場合は商品生産ではないが、利益追求の行為であって基本

的には代価を得て製品を提供する点で商品生産と一向に変わるところはない。

3) 優先権と優越権

統制側と被統制側などのように、たとえ権限を越えてでも職権を行使しようとしかねない立場とそれに反発するような立場の間やそもそもの無権利者と権利者の間でも、激しい衝突を避けようとするれば、しばしば実際には無視できない解決困難なやっかいな問題にもなるが、対等な権利と権利の衝突にしても譲り合いの精神がみられないとなれば並大抵のことでは落着しないことにもなる。

例えば、居住権と日照権の衝突の場合は両者の主張しうる権利の範囲が相手側の権利主張によってどこまでは制限されなければならないか、言い換えれば甘受しなければならないかが問題にされることになる。別の言い方をすれば、追求しうる権利の範囲に対する補集合となれば逆に甘受すべき義務範囲と言ってよいものになるが、それはかえって相手方の実現させうる権利の範囲となる。権利と甘受義務とは相互に逆転することになるわけであり、特別の場合には一方に一種の優越権のようなものが予め認められることにもなる。そしてもし交差点における通行についてならば、その優越権は現実には優先権ということになる。この関係は基本的には優劣とか、優劣の反対語にした上でその順序を取り替えて作りうる「控越」もしくは「委越」などの対義語であらわしうることになるが、両者の間

にそのような差違なく、あるとすれば平等である上での便宜的差違が一時的に場面場面での状況に応じて生ずるだけのことになるといってよい。

建築物の高さその他の外観とか色彩とかの場合に、今日では景観中心の住民協定などが結ばれていることが多い。しかし日照権を主張する住民たちの主張に対して景観中心の主張はまったく対等とはいいいくいであろう。一般に双方の側の権利は基本的に平等であるであろうが、司法上の扱いが実際はどちらかに傾いてしまわざるをえない。それを避けるとすれば、そのような対立の場合の優先権もしくは優越権の公式的な尺度と程度を定めておき、それに基づきながら裁定すべきことになろう。しかし他方で特殊な地域ではそれぞれに優劣とか委越控越などの違いが予め抵抗不可能な形で規定されていることもやむをえないであろう。優先性というのは公共の利益の小なるものに対して大なるものを優先させるように、また公僕としての忠実義務が公権力的支配権を持っている地位の者に対する忠実義務にすりかえられたり、それぞれの時の事態に即応する一時的公共性に従って優先度が変わることも、その是非は別としてとにかく頷けることである。

権利についてもう一度繰り返しを怖れずいってみれば、すべての人がもつはずのものは基本的権利なのであり、特定の人のみが享受しうるのが特権といわれるものであるが、この特権を抜きにすれば、原則としてすべての権利は対等同列のものとして捉

えられることになる。それをあらわす端的な言葉は基本権と言われるべきものであるが、現在までのところ当然それは基本的人権ということになる。人あるいは生き物である以上は必ず持つ先天的な権利といえるであろうが、現在までのところ権利は人にしか認められないから一般的な言い方の基本権というのは当然基本的人権のこととならざるをえない。しかし犬や猫について「うちの子」などと称する現代、是非はともかく犬や猫は既に人権に迫る権利を付与されていると言って必ずしも外れたことにはならない。アメリカなどでは、人がいや人間が動物の権利を代行して訴えたりする「動物愛護-権」なるものが既に認められているのではないか。従ってこれを包括的に言おうとすれば、基本的人権というかわりに基本的生活権もしくは生存権あるいはまた基本的生命権となろう。注意しなければならないのは、そのときの「生命」は単に生存の期間だけをいうのではなく、生死交替しながら持続するものであるとして考えられるべきものであって、死者の野辺送りにもさも似た葬祭が行われなければならないとされることにもなるかもしれない。その葬祭の際には宗教家による鎮魂の儀式も行われていることもあるやに聞く。

自然状態にある動物などについて果たしてそれを権利としてみているのか問題であるにしても、少なくとも正義は「勝」によるものであることは確かである。文化的な装いを引き剥がして自然的な残酷な実態を示そうとして言われる「勝てば官軍」とい

う言い種に明らかなように、自然状態における勝ち負けは正義にかなうのだと飾って言うことができる。原始仏教に於ける上座部大衆部の運命に見てとらざるをえないように、立場によってはものごとを決するものは赤裸々な勝ち残りの実力に外ならないとってよいのである。しかしそれを回避させる場合もあるが、それは本能的「愛」もしくは恋ともいうべき間もしくは者の働く間柄に働く力によるものといつてよいであろう。

念押しになるが、人間の場合先天的な権利についてもそれが必然的というわけではないが、普通に見られるように基本権と特権とが別れる。その場合の特権についてもまた、参政権のように国籍をもつ成人に認められる場合のそれと同じく、条件を充たしている全ての人々が享受できるもので、表現の仕方を変えれば成人という内包的概念条件の加わった外延量の減少する概念該当集団についての基本権としうるものに匹敵するようなものと、その中でも役職に伴う権利のようにある種の人やある期間に限定される二重の特権性をみるべきものもありうる。至上の特権を侵したりすることは非合法的クーデターと呼ばれて超法規的権力行使となることは言うまでもない。

・「参政」の概念的考察

1) 加入式と成人式

参加、加入などの別と「民主」の意味

ここでやっとな冒頭の提題すなわち外国人に対する参政権問題を論じることになるが、

まず参政権のうちの「参政」についての考察から始めるのが良からう。「参-政」というのは政治・経済と分けるときの政治の考察と、それに「参加」したり「参入」したりするときの「参」ずるといふこととの問題になる。参加は簡単に言ってしまうと、参入と加入という「入」と「加」と「参」の三つの行為を併せていう言葉ということになるが、その行為が存在者の存在上の変化として明確にもしくは自覚的に印象付けられるには、加入式即ちイニシエーションにおける行動を伴うのだが、それはしばしば密儀的儀式を伴うことになる。そして参政権の「参-政」にはしばしば政治的権力者集団へのいわゆる加入式を伴うことにみられるような含みがあるのではあるまいか。

荒れる成人式にしても成人式と銘打って相変わらず続けていることには、今日の成人式には恐らくその意味合いがむしろ濃厚に残っていると考えてよいであろう。今では多くが故郷へ帰ってからの式挙行であるようであるが、昔は中卒などで都会への集団就職をした人たちは都会での式への出席が普通であつたらしい。成人時にほとんどまだ単身であり、依然として故郷に正式の住所を置いたままでありながら、成人式を故郷へ帰って迎えることが難しく、就職先の都会で催される成人式に出席するのが普通であつたからである。

2) デモクラシーとデーモス

デモクラシーの発生はギリシャとされるのが常識となっているが、その古代ギリシ

ヤでも、もと *dēmos* から転出した人々の選挙権は部族集団の原籍にあった。今日なお、現代日本でも、今日では男性も「実家」と言って憚らない両親のいる故郷の家へ帰ってする成人式に少なくとも結果的にその名残をとどめているとみてもよいかもしれない。唐突の附言にみえるかもしれないが、これはそもそも民主主義という矛盾的概念構成のうえで訳される *democracy* の誤った点を訂したうえでの、真の意味を考察するための重要な出発点になると考えられるからである。

とりあえずいま、一言で言うとするれば、*dēmos* は民衆を意味するというより、古い部族単位的な名残のうえに成り立っているもしくは成り立っていた居住地をさすないし基づく言葉なのであることを知らなければならぬのである。あえて言えば、「民主」と言う言葉は形容矛盾的誤りを冒す言葉であるといってもさしつかえないのだが、*tyrant* による啓蒙時代を経て王政が廃止されて共和政になると、いわば今日「民主」と訳されるような状況が出現することにもなるのである。

民主にかわる言葉として「民本」という言葉がかつては使われてもいたが、そのときの民とは何なのかやはり吟味し直され、また民主と民本はどのように違うのか明らかにされなければならない。なお、詳しくは然るべき文献をみて戴きたいが、孫文の三民主義は民族主義、民権主義、民生主義の三つのことであるが、彼はまず現実的には、民族独立的発想から独立後の民権に移

る政治体制に関して「君権」を排して「民権」体制を樹立すべきであるとし、その権力のなすべき政治の根本は、4つに分けて取り出されうる人民の生活、社会の生存、国民の生計、群集の生命のことであり、それがつまり民生主義ともいわれる政治イデオロギーといえはいえるものである。これは要するに大同小異という場合の大同主義と特徴付けられるであろう。そしてこれは先ほど言った君主権に対する人民権即ち民権的支配を意味するが、個人を基盤とする民主主義ではありえても、この大同性を直ちに社会主義共産主義にまで拡張できるかどうかは問題であろう。

さらには「民主」主義というときの対立概念は「君権」に対する「民権」といわれたが、階級は中間的な「臣」を加えれば、結局は三つに分けられることにもなる。しかし勿論その臣を他の二つのうちのどちらに所属させるかによって元通りの二通りの分け方におさめてしまうことも可能なのであって、結局は君権と民権の二つの分け方に帰着させることもできる。君も民もそれぞれ決定的に支配階級であり被支配階級であるのに対し、臣とはもともと^{ぬえ}鶴的な存在とみることができるものであって、古い形の支配主体である「君」が行政官僚的な「臣」を含んで支配階級を形成し、明快な被支配者である「民」を支配するものとして対立関係を捉えることもできるが、また逆に臣と民とを合わせてこれを究極的な支配者である「君ひいては皇帝」などの被支配階級とすることができるわけである。

繰り返せば、君というのはもとすなわち王のことであったが、後の時代には王であるバシレウス（basileus）は統治者でなくもっぱら祭祀王となったりするにしても、とにかく決定的に支配階級をいう言葉であることは変わらない。これに対して民は先にもいったように決定的に被支配者に限定されている言葉であることは間違いない。

しかし、歴史的にはかつて民であったものが主となったということを示すことができないとは言わないが、その「民」という言葉をそのまま用いながらこれに「主」をつけて「民主」というのは矛盾概念による成句であって、歴史的成立過程をこえて独立した論理的即ち合理的成句とするとは理解しにくく到底認め難い。

話を参政のことに戻していきたいが、「民権」とか「民主」とかいうときその権の内実もしくは実質が問われなければならないことは明らかであろう。しかし、そもそも民でありかつ主である語としての十分な意味における「民権」の権利内容は一体どのようなものと考えうるのだろうか。そしていわゆる「民権獲得」以前との比較からみた変化として「参」の意味は理解可能になるであろうか。民権獲得が即ち「参政」に外ならないことになるが、主権群の中の一員としてのお目見得もしくは加入見参ということにならざるをえないが、すぐ後に取り上げるように常時主権者でありうることと代議制をとらざるをえないこととは、どのように理解できるのであるだろうか。

一方参入は一個一個の行動に重点のある

言い方であり、他方で参加はむしろ具体的な行動をこえかつ主体的なものとして見た表現ということになるが、同一事態にかかわる言辞ながら成句としての表現として「参」と「加」にそれぞれ同じ「入」を加えたものながら、参入と加入は決して同一ではないことは明らかであろう。まずはその点でしっかり弁別されなければならないが、参入の参は無権者が無権者群所属状態から有権者群中に移動することを含意し、加入は移動的変動ではなく、その結果としての新状態の成立をむしろ示すと言える。しかし再度言うことになるが、政権に参ずるわけであるが、民主的政治を保有群に加入するというときの「民主的」な即ち政治に関する権という時の「民」と「主」との間の矛盾は克服できないままではないのだろうか。敢えて言えば選出されればかなり十分な意味での主権行使者となるが、被選出者にならない限りは選挙行使の際のみ主権に参加しうるが、それ以外のときはむしろ「民」そのままでないにしてもいかにも殆ど「民」そのままに近い状態にあるという実情の反映に外ならない実情を如何なく示す語となっているのだと言い捨てておくべきことになるのか。しかしここで問題になるのは、参政権という権利はどういう権利なのかということであるのである。この問いは今までみてきたような権利義務の問題でもあり、言葉を換えればそれは基本的人権上の問題であるかどうかということにもなってくる。

・ 国民と住民

1) 中央と地方

ここまでは参加を参入、加入という概念と比較したが、参政の意味を検討していきたい。参政というのは政治に基本的に参入し参加することになるのだが、その政治には国政と自治体レベルの政治とをまづ分けて考えなければならないが、この両者即ち国政と方域政治を同列におきごっちゃにしたまま、同じ政治の語を用いてよいのだろうか問題である。言いかえれば、所謂民主社会なら自治という語と国政というときの政治を同じものと理解してよいのだろうか。そしてまた、その際の地方自治、地方自治体という言葉が使われていることについても考えてみなければならないが、地方と言う言葉は大変危険で大いに問題な言葉であるようにも思われる。しかしそのことはここでは詳しくは述べないが、『嫌いなもの』その他に一応の説明はしておいてあるが、まだ公表していなければ早急にウェブサイトに掲載することにしたい。とにかく地方の語には天子的崇高な使命感の奉戴の気配よりも、それを躊躇なしに口にする一部の人の傲慢さしかうかがえないところからやり切れない思いと我慢ならない哀れさに誘われるのである。

「中央」は結局天孫降臨の後をうけて相変わらず天孫である筈の日本の天子に、天孫的至高、至上的存在性の主張によって、通じてゆく言葉なのであって、つまりは中央は天子を通じて天に直結してゆくのである。今では大幅に自治権を認められたから

としても昔軍隊で愛用してきた中央-地方の対語的表現を「民主」の語と同様に無批判なまま、安直に用いてよいのだろうか。

また逆の言い方になるのかもしれないが、地方は都の外のその他を十把一絡げにしてしまう言葉にしかない。いやそればかりでなく、地方という場合の方には方角性が強く、昔六道將軍などが派遣されたりしていたが道は果てしなく、いや都を離れて地の果ての僻地にまで伸びて離りつづけるものである。言ってみれば、この道に従って伸びてゆく地方や地域に対して、都からの果てしなく伸びゆく地の意味を排して「方々の」とも言う「方」の字を用いて、地域を「方域」と、地方を「諸方」「諸方域」「諸域」に置きかえるのがよからうと思われる。方域には遠近の意味はなく方眼紙の言葉を考えてみれば明らかなように諸方に展開するまとまり以上の意味をもたない。また、自治体の「自治行政」というものは形式的に類似しているもしくはさせられているからといって果たして対外的に至高性を有する国家の行政と、比肩させうるものであろうか。大きな問題である。

2) 外国人の参政権と基本的人権

国政への参加という場合には参政権というのが正しいであろうが、地方政治への参加の場合は果たして「参政権」という言い方が妥当かどうか。この場合、参の意味は参入なのか参加なのかも問題になる。

外国人に参政権を与えるといえば基本的

権利ではなく、いわば特権を与えることに外ならないことのようにも思われるが、果たしてそう考えてよいのであろうか。

日本に永住にせよ短期にせよ居住するものに無条件に認められるものと言って異議を招かないものは基本的人権であろうが、そうではなく、国政への参政権にそれなりの疑問がありうるにしても、居住する方域内的自治に対する参加加入も正しく国政への侵入となってしまうのだと考えていいのだろうか。もし永住外国人が方域自治体的自治に参加することが「参政権」を得ることに外ならず、外国人でありながら直ちに日本人にのみ許されるような権利を許されることに外ならないのだとするならば、端的に言って、外国人ながらも日本人と同等の権利をもつことになるという点で、それは即ち、今までの言い方に従えば、参政権を日本人にのみ与えられる一種の特権と捉えられることが否定されて日本人が外国人と同じレベルに引き下げられてしまうということになるのであろうか。あるいは外国人が日本人的特権を保有し、日本人と同じになるということになるのであろうか。

みだりに事を複雑にするような特権存在を認めるべきではないというのが冒頭に述べた一つの立場であり、他方で、政治というものが特権身分のものに属するもののみ許されるべきであるとする閉鎖社会的考えであるべきではないとするのが問題を裏返しの立場からみるもう一つの言い分である。

3) 日本籍の取得と「帰化」

いま、注意深く考えてみれば、その間の内容よりも、そう問うこと即ちその間のあり方そのものこそが問題とされなければならないのであるが、日本国籍の取得によって事は簡単明瞭になり、国粹論者にしても明快さを悦ぶことになろうが、しかし、濫りに日本国籍を取得させ、神国日本の人民となり特権的存在者として生きることを許すことは許せないという、閉鎖的特権を撥無してしまうようなことは想像を絶するような愚行ということになるのかも知れないと同時に、日本国籍を与えるという恩恵は余程の貢献もしくは貢献可能性と引き替えでなければ許されえないとでも思っているのだとしか考えられなくもある。神国日本の天皇のかけまくもあやに畏き大御心に感激して「帰化」しようとするのでなく、安直な生活の便宜のために……などということに許しがたい思いを抱くものもあり、日本籍をとろうともせずという非難を口にす人々のなお底流に強く流れる皇国思想についての無知こそ啓蒙されなければならない。易姓革命を認める中国の歴史思想に対して、根本的に万世一系などを詐称して悠久の支配権支配系維持を事とし、「御民われ生けるしるしあり……」と、その恩恵的仁徳を鑽仰し謳歌する王化の民との峻別的精神伝統を誇りとしその象徴をおし戴くことに、その是非を論ずることは別として、「民主」的国家思想とどのようにすれば両立可能なのかできるのか、を問題にすることなくとも、このような独善的に孤高な日本思

想の払拭こそ最大急務なのだとの覚悟の徹底こそこの問題の解決にとっての鍵ということになる。

これまでは、めでたく日本籍を取得できた元化外の民の分際ながら特権特許された元外国人は居住者にとって新しい種類の存在者となることは、空の青水の碧にも染まることのできなかつた流亡の果てに安住の地をうるようなものであるかも知れない。喜びをうることのできるに至ったことには表にあらわされた法務大臣の判断の奥に隠された至上の仁慈による聖慮のあることに思いを至さなければならないことを思い知らされなければならないということになる。

4) 繁栄の願いと新地開発

万葉集には

齋種ゆだね蒔くあらし墾のあらし小田を求めむと

足結あゆい出でぬれぬこの川の瀬に

という 1110 番の歌が収められている。新田開墾は何時の時代にも重要な仕事に違いないが、新地に居住地を求めたり居を移すことも同様に一家や一族の繁栄のためには大きな決断と努力を要することとあってよい。この歌の中の齋種とは齋み浄めた稲の種のことであり、足結は袴のすそを膝の辺りで結び止める紐である。安住の地をえて恐らく今来の人々は大きなよろこびをうることができるであろう。しかし、多くの場合必ずしもその地や小田に満足な実を結ぶことができるとも限らない。

日本もかつては少なからぬ棄民の歴史を刻んできた。そして今日よく知られている

ように、ブラジルの三世までの日系人には単純労働者として受け入れる特別待遇を認めているが、この種の「特権」付与的処置はむしろかつての母国としてあまりにも当然のことといえはいえなくはないのではないか。

ところで小田に実をつくした果てにそれが徒労になるかも知れないにもかかわらず、その実の虚を明らかにしもしくは誤りを正し偽って桜化のうてな萼まででなくともせめて片々たる花片となっても王化の喜びを祝いいわ齋うなどはすっぱりやめるべきかもしれない。そんな場合には今猶神代の昔をひきずってやまない大時代的純情も離さって冷静かつ具体的にみる覚悟が必要であろう。

その際最も大切なのは新たに参入するものも迎え入れるものも、ともに独立国家に欠かすことのできない自主自由の国民的権利と居住に伴う居住者としての基本的人権を住民権という概念を立てながら、まづは永住外国人に限らず事実として旅行者観光者的入国者以外の住民には国民とは別個の権利としてまずは認め、その後その基本権をどれだけ拡張し豊かなものにしていけるか、それともみだりに拡張してはならないのか具体的な問題に則して考慮していかなければならないだろう。

・市民と住人 共和制か民主制か

1) ブルジョワジーとデモクラシー

民主国家における国民の参政権というものも歴史的に見れば、かなり狭く制約されていた特権的身分にのみ認められた特権的

な選挙から普通選挙へと拡大変化してきたのが、「民主」主義的な基本的な変化であるということができる。そして民主主義的国家への民主政以前の政治形態からの変化というのは、王侯貴族による領主制つまり領主領民の関係での特権身分の支配権としての統治権からの基本的には自治権への変化であるが、民主制の根幹をなすのは、後にも少し詳しく述べるゆとりがあると思うが、往々にして **native** ではない従って **nation** の本来の意味に包括できない王侯貴族を基本的生存権をも奪う形で消去したフランス革命によって位置づけられ、領民に代わる新しい概念としての市民概念が成立しそこから近代 **democracy** が成立してくるのであるが、そこに浮び上ってきた市民について若干の考察を加えながら市民概念から住民概念の確立へと向わなければならない。そこでまづ考えなければならないのは住民であることの原初形態は、領民的旧套から徹底的に脱しえた存在としての都市民から始まるのだということを忘れてはならないことである。そして厳密に言うなら、住民は更に住人となり、住民権は住人権と言い換えられるとともに国民は国人と言い直され、市民は単に **citoyen** であるというより経済的に **bourgeois** 支配的な人として **bourgeoisie** 支配階級を形成し市井の住人としての **citoyen** をプロレタリアとして位置づけることになる。このような政治形態を民主政と日本では訳し続けているのである。

2)「民主」という矛盾概念

しかし先にもふれた通り民は主と対立する被支配者であることを特徴付ける概念であるのに、事実上フランス国内から抹殺されたからといってこれに直ちに主であるという言葉を追加して「民主」というのは、矛盾概念の矛盾性に目をくらまされる。むしろ国民国家という言い方だとすれば、領主領民からなる封建国家ではないということを示す言葉として、筋の通ったものといえる。言葉を変えれば、もはや主権と言うものは封建領主にないばかりでなく、当然に領民にあるわけではないのはいうまでもない。国民主権は近代的国家にのみ認められるものであることはいうまでもない。近代国家の国民は国家としての自主独立的組織体の主権を保持する構成員になるのである。国民は領のではなく国家という単位の構成員である。まだたとえ「民」ということばをそのまま用い続けているにしても、その国の主権を維持する構成員として意味をもちうるのである。今なお、英国女王の軍隊はロンドン市長の許可なしでは、市内に立ち入ることができないというところに、自治権の名残をみうるであろうが、そして日本人にとってはいっそうわかりやすいものとしては堺などがあげられるであろう。自治領や自治権というものは前からあったのではあるが、フランス革命以降は単に自主独立性をもつというだけでなく、自主独立性をもつものとして、近代国家的性格をもつ国家が各地にできるようになる。

3) 住民権と参政権

これまでみてきたところから明らかなように、地方自治体に参入することによって得られる権利は、参政権ではなく住民権という別概念になるということを知らなければならない。これは生活の事実から自然に問題になる権利であって、もはや参入だの加入だのが云々されるような性質のものではない。

住民権とは一体権利を伴わないようなひたすらな義務をいうだけのことになりうるのであろうか。その場合の権利に伴う受益についてはどう考えたらいいのだろうか。国政につながるからいかんとか、いうのではなく、元々参政権とは別のものである。何事もこの種の弁別や区別もしくはけじめをつけることなしに社会生活ないし生活そのものが成り立つものではない。住民権の確立はいまや緊要の課題と言ってよいが、日本国家の閉鎖性というものが問題にならざるを得ず、この閉鎖性がなぜどうして今日このような現状になっているかの考察が稿を改めて必要になるかもしれない。

外国人参政権について論じるには、義務の遂行者としての外国人住民と無権利的住民及び権利と義務の両輪の上の構成員としての国民と参政権とは何かをも今改めて考えなければならない。住むことによって生ずる権利・義務とそれによって一方は生じるが他方は伴わず、支配権によって一方的恩恵として与えられる非セット的な義務と権利というものはありうるのであろうか。非セット的な一方的義務の押しつけにみら

れる国家の支配権の受容は定型的な居住認否を与えられるのみで、かつての農奴にも似た縛り付けられた外国人としての居住に伴う生存居住を許されているという事実は、その事実一事のみの恩恵恩寵をすべて畏み畏み居住することから、外国人としての俸せのすべてと観念すべきことなのだろうか。それはどのような国家の国家的重要事だからと理解されることになるのか。

4) 人と民

これまで日本は、「単一民族の純粹性」を維持しようとしてか、積極的に外国人を「外の国の人」としてはっきり位置づけようとしてきた。民族や国家の問題は英語などでは同じ語根からの語 *nation* や *national*、*nationality* などで表され、はっきりとは分別できぬ概念であるが、かつては外国人ではなく端的に「外人」といい「異人」といった。

昔から「天知る 地知る 人知る」などともいわれてきたが、天や地と同様に人が知るといえるのは、人がすべて同類をあらわしているからにほかならない。人を時には「とも」とも訓むことのあるのはこの故にほかならない。異人とか外人とか呼ぶこともあるし、また出家者をさして人外ということがあるのもこの故である。つまり人というのは同種同族的言い換えれば共通的存在のことであり、外人異人は「旅のもの」であり、客とはなりえても、同類とははっきり区別されるべきものであった。これに対して外国人というのはむしろ制度体

制的国家とそれに属する国籍という法制的言葉にすぎないことを忘れてはならないであろう。

5) 韓国の永住外国人

中国では居民というのに対して、韓国語では日本語からの外来語であるらしい住民の語を使っている。しかし本来の語は住人もしくは住者すなわち または であつたようだ。そもそも「民」はもともと中国語であつて、白川はこのことについて、およそ次のようなことを述べている。民はもっとも古くは多くの草の繁るさまをいうとされてきたが、今日では金文の字形から変化したものであるらしいとされている。民も臣も目を刺す形で、併せて臣民というが、民は新しく服属した民をいう語となった。民とは支配関係をいう語であつて、人はト辞では他種族の者をいう語であり、族名を冠して某人というのが例であつた。しかし、白川が他種族のことを言うというのは、私が思うには弘法も筆の誤りで、特に某人とって「某」を附さない場合には、逆に同族同人種をいうと思慮されるのだが、某が見つからない場合は逆に同種同族の人を言うのだと考えるのが正しいのではないだろうか。こう考えれば、ましてや「民主」などという言葉などは論外であることにならざるをえない。もしこの推量が正しければ、人民はもともとの一語であるよりは臣民の対となる語で臣の代わりに人を入れた複合語であるのではあるまいか。

最近、かつて日本の植民地にされていた

韓国の新大統領に就任した李明博氏は、過去を振り返らないで未来志向の関係を築いていく決意を表明している。氏の政治姿勢とその氏の今後については少なからぬ危惧を感じるのであるが、それはさておいて、とにかく韓国ではこのことについては、2005年から永住外国人に地方選挙権を与えているのに対して、日本の場合は外国人には選挙権は一切認められていない。日本の事情として、韓国よりも人口に占める永住外国人の割合が多いので単純に比較できないという意見も見られるが、在日韓国・北朝鮮人がほとんどを占めているとされる特別永住外国人が約44万人で、一般の永住者の約39万人よりはるかに多く(2006年末時点)、これには戦後旧植民地の人々からかつて勝手に日本籍に変更させ今度は敗戦とともに勝手に日本国籍を一方的に奪い、その後日本国籍取得即ち附与も容易でなかったという事実によるところも大きく、国籍のあり方を含めて、いい加減な法解釈に委せておけずに取り組み直さなければならない問題である。

それにしても、それはそれとして国籍を取得しなければ選挙権が認められないというのは、地方選挙権の場合にも、一片の疑義もなく妥当するのだろうか。国政に参加する権利と、一般の基本的な人権と深くかかわる居住外国人にも認められるべき基本的な人権とは区別しうるものであるのか。もしそうならばなにがしか奴隷的になってしまうやにも思われる。一旦敗戦のときに旧植民地の人間から本籍を取上げた日本は、

外国人が国政の末端にもかかる可能性を惧れるほど、秘密且つ閉鎖局限的特権として国籍の再付与渋りが当然のこととして関連する。勿論この問題は在日韓国・北朝鮮人に限った「在日」問題ではなく、その他の国の人々についても考察する必要がある。

5) native、nation と nationality

国政に関してはまさに国の政治であって、国籍と深く関係するというのは理論上もしくは原理上不思議はない。ただ、国籍や国民という概念を何よりも重視すればそういう発想になるし、それが理に適っているといえるが、一体日本語でいう「国」籍という概念はヨーロッパなど *nationality* にそのまま通ずる概念なのであろうか。現在、多くの欧米諸国では、移民や国際結婚の増加によって、二重国籍を認める傾向にあるというが、そもそも *nationality* という言葉、遡っては *nation* という考えは、先にも言った通りに単純に国と捉えられるものとは考えられないことは多くの人の知るところであろう。本稿では、今後 *nation*、*nationality* という概念について、言葉そのものの分析を通じてその意味を明らかにし、また、日本における国家や国籍の考え方の違いを明らかにし、そのうえで、住民、国民の概念をも明確に区別してゆきたいが、何よりもまづ *nationality* を発生の地としての「本貫」をいうに近く、新たに国籍を与えるというのは新たに本貫の地を与えたり、改めて了知承するということだと考えるが、その場合「了」ることは新たな始

まりをいうことでもあり、始、端、緒は一身一代に限って考えてゆくのでなければ、または他面では終わったものを継承することであると知らなければならないのであると思われる。*nation* の形容詞 *native* はその土地生まれをいう語であるが、この間まで日本には北海道旧土人保護法という名称の法律があったように、名詞としては「土人」と訳され蔑みの代表的単語でありもした。動詞になると「同族の」などという *cognate* などという形を作るが、(g)nate は語源の (g)natus で明らかなように、「生まれる」とか「生まれの」という意味を副える語尾である。従って *native* は「その土地の生まれ」ということにすぎず、*nation* というのも本来国という概念と本質的に結びついているものではない。

たとえそれが「国」と訳されるにしても、日本語の「くに」は昔から、天に対する地、地方、郷里などを指す言葉であり、今言う「国家」を意味するようになったのはずっと後の時代からである。

6) 外国人登録票の意味は何か

国政に外国人参政権を認めることについては議論の余地があるが、国民とか国民投票に対していわゆる地方自治についての立場からは、方域的住民とか方域的住民投票という概念の定立こそが正しいはずである。地方自治は、辛島司朗氏の考えでは方域自治であるが、先にも述べたように『嫌いなもの』(当研究所ウェブサイトの前編を掲載)に詳しく説明している。

国民投票と言う考え方から言えば、いわゆる国籍のないものが外されるのは、先に言ったように論理的に正確なことと主張できる。したがって、別の角度からのしかし事柄の本質に基づく捉え方が必要である。それが事によっては国民投票ではなく住民投票と言い換えられるべきものを考えてゆくべきであるとする根拠である。「住民」と言う概念は、ありふれたルーズな使い方の語であるように思われるかもしれないが、その使い方としては、住民票や住民税のように公的に定められた用語としてすでに用いられている。住民票というのは、人を見たら泥棒と思えという言葉があるが、外国人に外国人登録票の携帯義務を課することは人にあらざる外人をそのようなものとして単に犯罪予備軍として監視し取り締まるだけのものである筈はなく、まさにその自治体などに属する存在の便益やサービスを受ける存在であることを示すための基本的原票となるべきものであろう。さらに住民投票と言うのはそのような立場にあるものとして即ち税金を払い、それに見合うべきサービスを受ける立場の人間としての権利もしくは意思主張の手段としての投票権のことを言うというのは誰人にもあきらかなところであらう。住民と言うのはとっぴな言葉ではないが、国民投票権ないし国民投票と住民投票権もしくは住民投票とのその意味の違いは、これ以上付け加えなくても十分であらう。

7)「在」や *dēmos* と市、「くに」

かつて日本の「在」という言葉は本来は縛りつけられているところの田地を示す言葉であったが、古代ギリシャの場合の *dēmos* は、江戸時代に始まり明治以後にかけての日本での「在」とは違って、ギリシャのクレイステネスの改革によって拡大された選挙権附与単位であり、それが今日の *democracy* というときの *dēmos* の本来意味するところであった。基本台帳の上の所在地のまま転居後も投票権の所在は変わらぬところから考えれば、この *dēmos* はむしろ日本の「在」のようなものと考えたほうがいいかも知れない。日本で昭和 27 年に住民登録法の施行された直後に学生には「住所」と「居所」の別も併せ考えられなければならないとされた事情に通ずるものがあったに違いない。

8) 民族、国民、市民、国人、市(井)人や衆庶

日本でも、一時「市民」とか「市民権」という言葉が流行ったことがあり、現在でもよく使われているが、実はほとんどの人がその十分な意味を知ることなく何とはなしに、言ってみればスマート好きの一部の人達が「国民」という言葉を避けてそれに変わる言葉として使っているだけのようにはしか思えなくもない。この市民という言葉は、むしろ領民に変わる言葉としてフランス革命の際に用いられた言葉 *citoyen* の文字通りのいわゆる直訳的翻訳に始まる日本的用語にしか過ぎず、ただただ便利に使わ

れているだけのことも知れない。しかし、とにかく今日言われる市民は農村に対する都市住民とばかり考えるのは誤りである。フランス革命のもつ意味は、民族主義とか国民主義というナショナリズムを全欧州に広める役割を果たしたものとして通常捉えられるが、果たしてフランス革命の中にそういう民族主義とか厳密な意味での国民主義と言ったものがあつたといえるだろうか。むしろフランス革命の後の結果として目を追って形成されたものとして考えるのが正しいのではないか。そしてここで最後に付け加えておかなければならないのは、民はもはや「民」ではなくなり、土地に根を下ろして生活を営む自主的諸人として正しく捉えられなければならないのである。そしてそれは何よりも本来の住民として浮かび上ってきたnativeなpeopleともいべき人々であるが、この人々がnativeを中心とするnationの顕在化とともにいってみればentitleされることになって国民として存在することになるわけであるが、国家的共和体の成立に遅れてやってきたのが外「国」人即ち外国の人というばかりでなく外の（国人）言い換えれば外^{よそ}ということになる。ここから結論的に取り急いで言えば、われわれは凡ゆる機会を掴まえて「国民」を「国人」、「人民」を「衆庶」などのように「民」を「人」のようなものにかえてゆくべきではないだろうか。

× × × × ×

次回以降は、その点もう少し先を考えてみたいが、この一稿から引き続き次のようなことを考えてゆきたいと思っている。

民権は人権という言葉に変えること。現在使われている人権は、最低レベルからみてそう名づけられるのであるのに対し、参政権というのは最上位からいわれているのであるが、これを両方併せて人権といい、現在のような最低レベルから言う人権は基本権と称するような表現法に変えていくことが大事ではないか。民主主義国という言い方あるいは民国、民主国などといういい方はやめるべきである。実質にふさわしい名づけ方を求めるならば共和国であり、もし言いたければ住民共和国 *rēs publica* であるが、現在では誰もがフランス革命時の自由平等博愛にかかわって自由平等平和を口にするようになっている。

しかし、平和を自由平等と並べて言うのは誠に問題である。自由平等と言うのは一人ひとりの各人について言う言葉であるが、平和と言うのは博愛とは違って各人について言う言葉ではない。いかにも不都合である。もちろん平和であるのは国家や社会について言う言葉であるが、平和自体に意味があるのか。昔言ったような言い方に、奴隷の平和というのものもある。女の平和の面白さは、現実と逆転しているところにある。平和自体に最高価値を置くと言うのは無理であろう。結論を言えば、われわれはそこに安全をおくのである。自由平等というのは、各人のそれぞれについての他人に対する関係からみていった言葉である。平和と

いうのは国家や社会というものについていう言葉であり、各人のあり方について何も言っていない。安全は、社会全体のめざすべきあり方を言いました、各個人個人の日常からまた様々な行為についての努力の志すべき理念を示す。だから、自由や平等のうえに安全をおくということは、まことに合理的な望ましいことといえるだろう。当然この安全は safety のような行為から切り離されて言う単なる状態を示すのではなく、個人にもそれぞれの集団についても国家についても人類という生物種についても社会や国家についてもすべてについて言う言葉である。全は、科学的な数量社会だからと言って 0.1 パーセントも欠けてはならない 100 パーセントのことであるなどと考えるのはまっとうな思考を展開する人のなすことではないのは言うまでもないのではないか。今回はそれをいうゆとりがないので、次回以降に展開していくつもりである。

根本的前提としての概念問題だけでなく、個別具体的な地方自治、参政権の問題に関心をお持ちの方々とも議論を深め、住民市

民国民の区別と参政権の意味を一緒に考えていきたいと思えます。これらの問題に関心をお持ちの方は、ご意見や問題提起やご意見をお寄せくださればありがたく存じます。

なお、最後になりましたが、本稿は根来方子の方の書いた短いレジュメに辛島司朗先生が大幅に加筆して、原稿用紙 50 枚以上の分量になってしまったものです。若い方には読みにくいかもしれませんが、年寄りの言い残すべきこととしてお読みいただければ幸いです。

【参考文献】

近藤敦『Q&A 外国人参政権問題の基礎知識』明石書店、2001 年

法務省入国管理局広報資料『平成 18 年末現在における外国人登録者統計について』法務省入国管理局ウェブサイト

<http://www.moj.go.jp/PRESS/070516-1.pdf>

(2)

言葉のパトロール

いわゆる「地産地消」の表現上の不都合について

「地産地消」と「域産域消」という表現とその是非について(2)

田村 真理

まえがき

第一回目では、2005年ごろより農林水産省が推進している活動に関する「地産地消」という四字熟語的連語について、「域産域消」、「旬産旬消」などの類似の連語とともに、それぞれの連語に用いられている「地」「域」「旬」の解字や意味を追いながら、この造語法の誤りを指摘し、「土産土用」という連語を提案を試みた。「地」または「域」の一字を用いだけで「地域」の語の全体を表すには、無理がある。両字そのものの考察から明らかなように、「地」はその無限定ゆえに、「域」は限定対象の無さゆえに、である。

地域の地と域をバラバラにして、域なしのただの地と言え、狭くは水辺海辺と区別するだけの果てしなく横に広がる地と言うだけのことになるか、または、天と並べられながら区別されるだけで水域海域をも含む広い意味での地ということになる。この場合、地は「つち」と訓まれるのが普通

である。他方で、地なしの域と言え、地域や水域海域に限らず、ただ一定範囲内というだけのことになる。そうすれば、「くに」としての「地」は耕作農業を中心とするような限定的な域を言うことでもなく、また「土地」を端的に一字で表し、場合によっては「くに」と訓むばかりでなく、土壌を言ったりもする「土(つち)」とはまったくかけ離れた言葉になってしまう。まとめかたを換えれば、「地」は「くに」とも「つち」とも訓むが、基本的に果てしなくとも言えるほどに横に広がるものを言い、「土」は「地」と同じように「つち」とも訓むが、そのように果てしなく広がるものというよりは、そここの土地であり土壌であって、寧ろ限定的な意味を持つと言うことができる。「土」は域なしにそれだけで域の字を伴った「地域」の意味を表せるのであり、それゆえ、「地」や「域」ではなく「土」を用いて、「土産土用」の連語を提案することにもなったのである。次いでに、「旬」に関し

でも言うておけば、「旬産旬消」と言ってもその土地土地で同じ作物の旬にずれがある。地位域限定性や閉鎖性を持つ「地産地消」や「域産域消」に対して、「旬産旬消」は最も賞味に適する旨さを言う意味がある。そこからは例えば、前に言ったように、美味の代表を表す玉筍などという表現なども生まれるのである。

「地産地消」であれ「域産域消」であれ、いずれか一方の字が「地域」を表すということには説明が付されなければならず、昨今意味の違いが既にわからなくなって久しい「危険」や「リスク」のように、一時的な流行の波に流され地産地消とか域産域消という言い方を反省することもなく経済学的な生産消費という対比に囚われ、言い換えれば、商品生産農業という考え方に端的に現れている資本主義的経済観念から脱却できないままに、生活クラブ的な地域生活中心のクラブ活動をする運動のことであると錯覚しかねない境地に至る。事実農林水産省の示す方針の中に、地産地消が積極的に推進されてからまだ3年を経たか否かという今の時点で、既に錯覚は現実のものとなっているのである¹⁾。

「地」はもちろん「域」もまた、熟して初めて限定対象となり限定対象を持ちうるものだが、「土」ならば、その字の形から明らかのように、地面とそこから吹き出た芽を表されていて、盛り土として、それ一語である限定された範囲を表すことが可能である。ここから「地」「域」でなく「土」の字を用いれば「土産土消」となり一応の解

決ともなるが、前半の「土産」は土産品に見られるように熟して用いられてきたのに対し、「土消」は熟語としては見当たらないばかりか、生産消費からの連想による組み合わせによるこじつけにすぎない。

『あかりとあかし』二号に載せた前回の原稿では、資本主義的経済との関連からは一切の言及を避け、単に「土消」ではなく「土用」とするほうが、季語として見られるような語弊を伴うにしても、熟した言い方であり、「土産土用」ならば「地産地消」に替わる正しい連語法であるのではないかと提案するだけに留めたが、今回では「土産土用」という「地産地消」に替わる連語について、前回とは別の観点から両者を比較しながら、述べてゆこうと思う。

前回の最後に予告した「時間的経過を追いながら」の「地産地消」「土産土用」の比較考察は、今回は断念せざるをえなくなったことをお断りしておく。時間的経過を追いながら「地産地消」の四語を、いつか目にしたことがあると思われる中国の古い典籍に求めようとしたが、探し当てることができず、ここに紹介することができなかった。ご存知の方には是非ご教示いただきたいと願っております。

4. 「地産地消」、「土産土消」などと「土産土用」の違い

「地」は地場野菜、地場産業、さらにはまた地大根などと使われる場合、本来その日本語の訓みは「ち」ではなく「ぢ」とされてきた。もちろん他にも、地色や地唄、

地元、地民、地者^{ちもの}、地女、地酒などはいずれも「ち」と訓んではならない。一例を挙げると、「ちいろ」と言えば染め模様の中で、地布の色のままの部分用地色と言うのであるが、「ちいろ」と訓めば、黄土大地の地の色、関東ローム層などのような赭土と呼ばれる色、あるいは肥料を多用する耕作地などに見られる黒土のような土の色などのことを言うことになってしまう。

諸橋博士の大漢和辞典では、邦語としての「地」の訓みは「ぢ」であるとされ、次のような意味を持つと述べられている。「土地、地所、地面」「その土地、その地方、郷土」「近く、近傍」「囲碁の『地』」「生まれつき、本性、もと（地金、生地、下地）」、「きめ（肌地）、はだ」、「織物の地合、織地、生地」、「紙、布、などの染め地」、「歌、声につれて奏する音曲」、「素人」、「事実、実際、そのまま」などである。また同辞典に「地産」を求めると、「土地が産するもの。地実^{ちざね}、五穀を言う」、(中国語として)「不動産、土地や建物など」の2つの意味が挙げられており、前者の場合の訓みは「ぢさん」、後者は中国語における発音 *tì chǎn* から「ちさん」となるとある。「ち」と読む例は他にもあり、たとえば「地位」や「地歩」、「地域」などがあり、いずれも漢語由来であって、邦語としての読みはやはり「ぢ」ということになるわけである。

「地産地消」は、農林水産省の白書などでも、邦語の「地元」でなく中国語の「地域」を用いて説明されることが多く、これがこの四語を「ちさんちしょう」と読むそ

もその理由でもあろうが、邦語とするならば正しくは「ぢさんぢしょう」となろう。もともと「まえがき」にも触れたところだが、「地産地消」という四語は中国の古い典籍に求められる可能性もあり、邦語としては最近になって世の中に認められたものではあるにしろ、「ぢさんぢしょう」を積極的に認めるべきだと主張することはできないのかもしれない。しかし、諸橋博士の辞書に見たとおり、中国語では地産が「不動産」を意味する語とされているところから見ても、中国で用いられていたかつての頃のこの四語の意味が、日本で今声高に叫ばれている四語と類似の意味であったとは考えにくく、古くからあった四語であるとしても、またしても日本人の得手とする換骨奪胎が行われた結果の怪しげな新語であると断ずるべきであり、したがってこの四語はやはり「ぢさんぢしょう」とするのがふさわしいと言わなければならない。しかし、地産地消の地消の部分に関して言えば、消は動詞性を失ってしまっ消費形態を指す名詞として捉えられなければならないだろう。地が消費してしまうことになってしまうと思うが、それならば植物は自然発生的に発芽し自然に朽ち果てるのでなければならぬことになってしまう。そんなことがありえないのだとすれば、地消というのは地場者による消費の不適当な表現であるとする他ない。さらに地が消費するのでもないように、地産にしても同じことだが、地が自然発生的に産するものでもないのは言うまでもない。後に説明を加えるように、産す

るのは地ではなく地の「土」もしくは地者なのである。

「歴史的考察」はしないと「まえがき」で述べたが、僅かながら知り得たところをちなみに紹介しておく、「地産地消」が文献上はじめて現れたのは衆議院議員の篠原隆氏が水産庁に勤務していたころに著した『第一次産業の復活』（ダイヤモンド社、1995年）でのことらしい²⁾ということである。しかし、これについての検討はさておくことにして、次に進むことにする。

ここでは「土産土消」と「土産土用」という四字の対語的表現について簡単に比較検討しておくことにしよう。いずれも「土」を共通する二つの二字熟語からなる句であるが、それにつく「産」と「消」は一応対語であると誰もが容易に認めてしまうだろうが、「産」と「用」は対の表現としては奇異のようであり、「生」と「死」のように、「産」に対する対語は「殺」であると考えべきである。そのとき「産」と「殺」は他動詞であるのに対して、「産」と「消」の場合の「産」も他動詞であると考えべきであるが、自動詞でもありうる「消」に対応するのは「産」ではなく「生」である。自動詞としての対句を成立させようとするれば、先程の他動詞的「産」と「殺」に対して「生死^{しやうじ}」となり、他動詞、自動詞いずれの場合にも結果としては現在と消滅となり、「用」とか「消」というと、当然人間が用いて消滅または消費させることについて言う言葉となるのである。言い換えれば動作者あるいは行為者は人間であり、土は産み

出すための正に土壤に外ならない。

「土産土消」と言ったとき、何が産み出し何が消えるのか、あるいは何が消すのか、「土」ではない「人」である。その意味を正しくとれば「土」が産み出すが、「土」は消滅させるわけではないということになる。土壤とは光や風や水が深く関わる場所であるが、土壤と区別される意味での「土」が植物を育てると同様に、消滅させるわけではない。したがってこの「土」は風土と熟するときの「土」に外ならないのである。併せてその土地土地の風土のことを言うものと考えべきであって、単なる地域としてただ区切られるばかりの、すなわち地域の「地」に置き換えることのできない「土」なのである。「土産土消」というのは、地産地消と同様に、不得要領な表現であることになる。

「土産土用」について言えば、「用」の対象は、飲食物である限りは消滅するが、耐久的な道具であるならば用いてもすぐには消滅しないものである。しかし、道具であるばかりでなく、人材とか資金とか才能とかいうようなものを使うことも「用いる」と言い、そのときに使うことによって消耗してゆくのは当然であるが、必ずしも直ちに消滅するとは限らない。すなわち消費と言うときの「消」は部分的なもので全面的に無化するということではない。そう考えるならば、費消と考えるべきである。

実は「産」と「消」も無条件では対語とは成し難い。「産」に対語として考えられるのは、経済用語の生産—消費という対語を

前提するからなのである。振り返ってこの四字熟語をよく考えてみれば、「消」に対して対語となるのは出現の「現」である。そして、この観点からして、「産」の一字に対する対語は「費」となる。当然用いた後で耐久消費財でなく消費物である限りは、「費」であるはずなのである。

「土」についてさらに一言説明を加えれば、「地」が本質的に横に果てしなく延びていくことを含意するのに対して、「土」はその「地」の中のそれぞれの点から上へと延びてゆくものに象って、すなわち土から縦に伸びてゆく含意となる。横に延長してゆくのではなく、少なくとも字が象っている植物の場合、竹林竹叢でなければ、地から出現しその地を離れて横に移動することなく上へと成長してゆくことを示す語である。もう一度言い換えれば、地点を離れたり横に運動して行ったりという含意はないと言ってよく、むしろ地点との繋がりこそを含意するものなのである。「地」はそれとは逆の含意となり、したがって、約束の「地」と言う場合、約束された地点を示すのであって、約束という言葉がなければ地点を限定的に示すことはない。

5. 「地産地消」という悪意

「地域」は漢語由来の言葉であり、漢語にはさらに古くは「方域」という言葉があるが、漢語由来であることを根拠に「地域」は「ちいき」と読み邦語としての地の読みである「じ」を用いて「じいき」とはしないということもできるだろうが、ここには

また言いやすさもあるのだろう。「ちいき」として先頭を濁音化させたままにするよりは「ちいき」として澄んだ音に変えるほうが発音としてはなるほど好ましい。発音としての善し悪しについての一般的な判断については詳しい説明が必要であるとは思われるが、こうした問題は心象に関わるものであって、つまり新語として世に現れた時代におけるある音の一般大衆にとっての好悪ということになり、これは近年盛んに行われているマーケティングのように信憑性の有無など求めない姿勢が必要とされるのだと思われる。しかし、言葉の用法などから離れた音だけではなく言葉そのものに即して考えれば、この場合の「ち」は生活域ということから離れて地理学的な発想としての、地理学上の各地域としての「地域」というものが関係していると言えるだろう。ここで言う「地」とはつまり生活域ではないのである。

「地産地消」を「ちさんちしょう」でなく「ちさんちしょう」とする理由は、地域のように音の好みや言いやすさにも求められ、それこそが提案者の意図でもあったためか、正しい読みを捨て去り「ちさんちしょう」という読みに徹底してしまったと思われる。その読みは一般化したもの、略したもとの言葉として「地域」を挙げる場合も「地元」を挙げる場合も混在する自治体の説明方針の統一性の無さには、定着した読みはそれとして受け入れながらも、必ずしも「地」の字を認めていないということなのかもしれない。

スローガンのような言葉には言いにくさはタブーであるが、その逆に、言いやすさはその言葉を最初に言い出した張本人にとってもその意味へと立ち入らせないようにする見えない障壁となることも知っておかなければならない。CMなどで繰り返し唱えられる、いわゆるキャッチコピーをスローガンのように叫ぶのにさも似ている。最近では、そうした言葉を「バズワード (buzzword)」とも言うらしいが、まさしく虫の羽音のようにうるさいけれども、うるさいだけで中身を伴わない言葉ということであろう。「地産地消」もインターネット上で盛んに宣伝されているが、それは「ちさんちしょう」という誤った読みが紹介され本来の意味を落とす意図があるいは含まれながらの故意の宣伝であり、「地域」の「地」として地域の活性化をうたうものであるとされながらも、重心はむしろ「産」や「消」にあるような物言いを実際目にするると、問題は「地域」や「地元」「地場」ということではなくあくまで各「地」の経済のほうにあるとせざるをえない。「地産地消 (ちさんちしょう)」という言葉から見えてくるのは、「地」だけを残しては『古事記』の冒頭「天地初発之時」に見える天地の違いとしかならない「地」を繰り返し使い、「地元」や「地場」といった本来の音であ

る「ぢ」ではなく、飽くまで歴史的現実から乖離した「地域」の「地」の音をとったとするだけの中途半端なスローガンの造語法と、生産—消費を根本とする資本主義、すなわちグローバル＝アメリカ的資本主義の主導の下に、農業や漁業などの生活の糧をつくる業を取り込もうとする政策的悪意と言える。

そして、一言で言えば、言葉の軽視は思想の軽視に外ならないのである。

注)

1) 地産地消推進検討会議事録や今年 2008 (平成 20) 年 2 月に農林水産省生産局生産技術課がまとめた『直売所を中心とした地産地消の推進』など、農林水産省ウェブサイトの「地産地消に関する情報」のページ

(<http://www.maff.go.jp/chisanchisyo/index.html>) に掲載されている各種情報から明らかになる。いずれにおいても消費者のニーズを見出しそれによる地域の農業漁業と食品産業とを結びつけ、結果的に前者を活性化させるといった文言が目立つ。中国某食品会社が製造元であった例の冷凍餃子事件が問題になってからは、いわゆる「食の安全」が叫ばれ、この名の下にも地産地消を訴える声もあろうが、それでもやはり中心となるのは「産業」の勃興であり資本主義の勃興ということなのであろう。農水省による地産地消推進策の吟味は後の回に詳しく述べるつもりである。

2) 三島徳三『地産地消と循環的農業』p.27 参照。

参考文献 (主なもののみ)

辛島司郎『環境倫理の現在』世界書院、1994 年
白川静『字通』平凡社、1996 年
藤堂明保『漢字源』学研、2007 年 (改訂第 4 版)
三島徳三『地産地消と循環的農業』
諸橋轍次『大漢和辞典』大修館、1984 年～

(3)

サブプライム問題の構造 いわゆる「経済」による生活侵害について

杉野元子

先月から今月にかけて連日のように株価の最安値更新や続落が報じられており、世界的に経済の先行きが不透明になっている。原因の一端は周知のとおり「サブプライム問題」にある。この問題によって世界中の金融機関で大きな負債額が生じていると頻りに発表されているが、まかり間違えれば、これはアメリカの経済破綻とそれに端を発しての世界恐慌につながりかねず、アメリカ崩壊の序曲かと思わせるような不気味な様相も呈している。日本のようにEUのようなブロック体制による保障をもたない国にとってはまた、放置すれば国家の没落崩壊への道連れにされかねないとくに差し迫ったものであるといえるかもしれない。

サブプライムというのは、プライムにサブをつけたもので、primeは当然「首位の」とか「優良の」と訳されるべき言葉であり、subは比較級の形はしていないが「(何かより)下位の」とか「(何かの)補いの」というところから「補助的」とか「補欠の」とかいう意味にもなりうる。当然、サブプライムはプライムに対しての「補欠的」もしくは「次点的優遇対象」のものとなって

いるわけであるが、プライムをそのままにしてサブプライムなどといったのけるあたり、きわめて怪しげに飾った言い方であることは言うまでもない。この場合のサブのプライムローンというのは、本来のものは終わってしまった後でなお優遇的ローン貸付先を求めた延長拡張的ローンのことといっているわけである。

具体的には例えば「過去12ヶ月間に30日間以内のローン返済延滞が2件以上、または過去24ヶ月間以内に60日以内の延滞が1件以上ある」、または「過去24ヶ月間に法定判決、抵当物件の差押え、担保回収、ローンの不払いがある」、「過去5年間に自己破産がある」「信用調査機関のリスクスコアが所定の値を下回る」などといわれているように(ホームページから)、これは端的にいえば優良でない貸付先へのローンなのだといっていることにひとしいことなのである。わかりやすくいえば、もともと能力不足の借り手のローン支払い停滞から破産者を簇生させ、担保物件の投げ売りから不動産価格を一層下落させ、このアメリカ発の混乱を国内外で大量に売りさ

ばかれたサブプライムローンの抵当証券によって証券市場を通じて、アメリカ市場をこえた世界中にその強烈な波紋をひろげようとしているということである。昨年暮からアメリカ、イギリス、ドイツ、フランスなどでの相次ぐ大手金融機関の破綻や大赤字が報じられ、日本でもこのところ大手金融機関が相次いで不良債権の損害額を発表しているが、まだ中小の金融機関や個人投資家は知らずに抱え込んでいる損害を確定し切れていないとも言われている。

サブプライムローンはたとえサブを被せていてもそもそもプライムローンの名に値しないのである。このサブプライム層は信用経済に組入れにくい。収支バランスの是正健全化対策なしにそのまま市場経済に組入れたのが誤りなのであるが、なぜそのようなことが行われたのだろうか。

日本の持家制度は旧西ドイツをはじめとするヨーロッパ諸国の労働者の資産形成と居住の安定による生活の基盤形成の先蹤になったものであるが、実際のところは日本のそれは旧西ドイツのそれを換骨墮胎したものといわざるをえない。日本の持家制度は銀行融資から株式市場からの直接的な資金収集という企業の資金確保先の切替えに伴って、銀行のための融資先確保という日本のODAのやり方と同様の事情があるがアメリカにおけるサブプライムローン貸付けのための要求水準緩和はなんのためだったろうか。確かにそのときは持家率を上げ、また不動産価格を上げ、それがまた経済の好況を感じて株価が上昇した。株や為

替の値の上下は内閣の政策を評価する際に重視され、現在も内閣支持率に影響を及ぼす要因のひとつだが、こうした問題を省みると市場の好感というような短視的なものの見方を直ちに政治を評価することの愚かしさを感じざるを得ない。誤った施策という悪種が次期あるいはその後の政権でどうしようもない破綻を惹き起こすことがあることをよく見定めなければならないだろう。

アメリカにおいて貧困層の問題は人種や宗教など差別問題とも深く絡み、公民権運動の高まった60年代頃から種々の対策がとられて70年代半ばからそうした低所得層に対する融資が金融機関に義務付けられるようになったという。しかし、自由を信奉するというべきか市場優先或いは市場の圧力が強いというべきか、経済的強者を抑制する策のとられにくいアメリカでは、旧西ドイツなど違って公的機関による無利子低利子の担保や資産形成のための援助がなされたわけではなく、結果的に **predatory lending** と呼ばれる貸し剥しの金融手法の流行を招いてしまったようである。

その際の貧困層にも家をもつ道が開かれるとか、資産形成のチャンスが与えられるとか、そうした希望的観測や宣伝は今から考えればなにやら、小泉・竹中路線における日本の政府施策宣伝のいかがわしさを思わせる。そこでは「会社を一円から作れるようになった、素晴らしいことだ」といったような景気のいい言葉とともに会社法改正に伴う規制緩和が行われ、それは起業機会拡大につながるかと思われたものだが、

そのことが従来保たれていた会社経営に必要な堅実堅固な基盤を崩して信用成立の領域を狭めたり度合いを低めたりしたことが反省されている。一頃流行った株式上場を果たした新興企業の現在の倒産撤退は結局昔の上場企業のもっていた経営基盤の安定に寄せる信頼感を崩すことになっている。

事業の失敗や家庭の荒廃につながるものであることを考えれば、そのときの施策が真に国民生活を安定させ豊かならしめるものでなく、大衆人気扇動と同質のものだったとって差し支えないだろう。この賭博にも似た起業奨励のしかたは、アメリカのゴールドラッシュ的の山師の奨励にもさも似ているが、アメリカのサブプライムローンの奨励も実はそれに劣らぬ賭博性の高い経済手法にほかならないともいえなくはないだろう。また、むやみの起業奨励はやる気のなさを除けばニートの夢の高さの果てであると思われるフリーターや契約社員などいわゆるワーキングプアの簇生的創出に通ずるものである。

労働市場の規制緩和もまた、近頃はだいぶ取り上げられるようになり、また更に外国人の「研修生」という名での単純労働強制やさらには奴隷的搾取も福田内閣になってから改善の兆しのあらわれている問題であるが、このことについては本稿では紙幅の関係で論ずることはできない。

さて、サブプライムローンの対象層を、貸付けができるだけの健全な家計を営むところにまでもっていく補完的な諸々の社会保障政策なしに、或いは経済政策に即して

言えばサプライ・サイドでなくデマンド・サイドの対策をまったく施すことなしに、結果的に収支バランスの崩れたままの貧困層を資産家が束の間の市場の活況をたのしむための食い物にした誤りであり、銃剣でもって住む家を追い立てられるような悲惨を生んだばかりでなく、さらに構造的には自業自得なのであるが、いまや却って大半の資産家の首を絞める事態を招こうとしているともいえるのではあるまいか。

この場合、経済競争によって近視眼的になり却ってそのインフラ的基盤を崩してしまふことを防ぐべき「政治」の不手際不作為という評価は、いわゆる経済に即して消極的皮相な政治理解にもとづくものと言うべきであって、これはこの会報でも毎回のよう言及している「市場対国家」の闘いにおいて「市場」が専横を極めたための悲劇であり、それは「サブプライム問題」などに始まったものではない。

このごろまた、世界経済の危機的ともみえる状況に当面して、敢えて急な手当てを講じようとしないう福田首相に対する非難もしくはバッシングの高まりが見られる。しかし、むしろ生活もしくは生活者の見地から捉えようとしながら従来言い慣わされてきた習慣に従って「消費者庁」というものを提唱している福田首相の基本姿勢は、やはり頼もしいものである。国民国家あるいは住民国家ないし地域政治の立場から、ある程度の経済的繁栄は必要であるにしても、やはり国家国民的立場から見れば正しい対応であると言わざるをえないであろう。

サブプライム問題は冷戦終結後、加速度的に露呈している資本主義の欠陥を示す一連の出来事の一つであるが、それは市場対国家の戦いの中で市場の専横を国家が抑制しきれなかったために生じたこととも理解されなければならない。資本主義陣営の勝利に終わったかにみえた冷戦終結によって、その実、資本主義と敵対的に見えながらも実質的には資本主義に修正を強いることでそれを補完してきたともいえる共産主義や社会主義が弱まって資本主義の独走専横をゆるす態勢になってしまい、その歯止めなき暴走の結果、資本主義自体の存立をも危うくするに至っているとみることができる。

その主唱者であり先鋒であるのが大国アメリカであるが、アメリカのその実は国家の皮を被った市場であるというか、市場を操る見えざる手としての「神」を標榜する市場的強者のための手段であるということができよう。

今回のサブプライム問題に似たアメリカという国家的市場の世界市場或いは経済を超えた各国家体制の攪乱の過去の事例を挙げれば、ヨーロッパでの 1992 年のポンド危機やそれにつづく 1997 年 7 月タイにはじまってインドネシアやマレーシアから韓国にまで飛び火し、日本にも少なからぬ打

撃を与えたアジア通貨危機などである。このときにはヘッジファンドなどの個人的欲望追求者による国家に対する攻撃であったが、その後の手を換え品を替えてのグローバルイズムを標榜し救済を振りかざしての IMF や世界銀行による各国経済政策に対する指示が出されたことをみれば、現在も続く経済のダメージの責任はそうした私人にのみ帰せられるものでは到底ない。

そうした国際機関による諸対策も現在では、信用収縮を招くようなそもそもバランスを欠いた緊縮財政政策であったという批判も多いが、当時はアジア諸国の経済や国家体制の近代化の遅れを声高に批判し非難して行われたのである。その近代的先進的なあり方をしている筈のアメリカで起こった 2001 年 12 月に破綻したエンロンの事件はその会計制度のお粗末な実態が明らかになることにもなったが、いずれにせよこのような一連の危機的事態は私益追求者と公共体である国家の両者にまったく対等な立場を保証する市場における国家の側の敗北であり、国家敗北を強制する大国による行為の結果だったということができ、その真の原因が公共性とその実質をなす安全理念の欠如によるものであることが見極められなければならないだろう。

研究所紹介

設立の経緯

安全学研究所は、昭和 62 年(1987 年)から、辛島司朗、恵美子夫妻による安全の問題の根本的な問い直しをきっかけに個人的研究活動の形で活動を開始いたしました。

その後、日本経済のバブル崩壊直前に、財団法人の設立準備会を重ねていた前歴がありますが、現実の安全の問題の解決という問題に十分に対処するため、また本来的に実践的な学である安全学理論の整備拡大にも資するために、従来 of 理論的な活動に止まらず実践活動へも活動を拡大し展開すべく、2004 年 10 月 7 日に NPO 法人として新展開をすることになりました。

現在、設立から 3 年が経過しましたが、その間に機関紙「安全のあかりとあかし」の準備号の発行を重ね、今年はずいに創刊し今号で 4 号となりました。簡略ですが、以下に当研究所の目的を紹介いたします。

目的（定款第三条記載分の要約）

当研究所の目的は、真に安全な社会の実現に寄与することです。そのための二種類の活動、即ち理論的と実践的とをバランスよく、進めてゆく予定です。まづ理論的に、安全とはなにか、安全の問題はどんな構造なのかといった安全の一般的理論の整備、個別具体的な安全問題について、その解決に必要な知識、方法論を検討吟味します。そうして、概論、総論を備えた安全学体系を構築し充実させてゆきます。それには、ひろく安全問題に携わる学術研究者や関連の技術者との協力・連携も必要です。その際には、具体的な諸問題領域における問題の共通性を取り出すと同時に、異質性や相反性を弁えながら、縦割りの問題

分割をこえた全的総合問題として理解しなければなりません。専門家ばかりでなく、広く多様な専門領域をこえた一般市民や行政との連携が不可欠です。これからはそのような連携に重点をおくとともに、実地にも、必要な実態調査やその技術研修を主宰してゆくことにしています。

< 2008 年度会費振込みのお願い >

4 月から新年度が始まります。会員の皆様には 2008 年度分会費の振込をお願いいたします。

< 会費 >

入会金： 1,000 円

年会費：正会員 5,000 円

学生会員 2,000 円

賛助会員 一口 10,000 円

その他、額の多少に関わらず、ご寄附をお願いいたします。認定 NPO 法人になるには活動実績などのほか数多くの少額の寄附を 2 年以上受けている受納実績が必要ですので、額の多少に関わらず、ご協力いただければ幸いです。

< 会費・寄附の振込先 >

銀行名： 三菱東京 UFJ 銀行

支店名： 立川中央支店

口座番号：(普通) 461 - 7167

口座名義： 特定非営利活動法人安全学研究所

恐縮ですが振込手数料は各自ご負担ください。

ご助力・ご参加のお願い

今後の事業展開の方針

安全学に関する理論部門を‘あかし部門’、実践部門を‘あかり部門’と名づけて区別しております。

【あかし部門】

全集、基本用語集の準備

当初から「あかし部門」に関しては、全集の刊行をめざしている旨、お知らせしてまいりましたが、その準備作業に着手いたしました。従来の安全学に関するテーマで書かれたものの中から、規定された或いは規定の試みられた概念を集めて総索引をつくり、そこから基本用語集をまとめたいと考えております。

安全学は新しい発想の学問であるが故に、とりつきにくい面があり、また必要不可欠なものとはいえその厳密な概念規定の試みの故に、読みにくく理解しがたいという欠点がありました。しかし、厳密で適切な概念規定が問題の解決の基礎となる正しい理解の基本であることは明らかです。索引は手軽に何度でも意味を確認する便をはかり、概念理解の労を大幅に軽減するものと思っております。

テーマ別著作物整理

索引作成に伴って、安全学の今までの研究成果を整理して、ホームページなどで通覧していただけるようにしたいと考えています。

英訳準備

少し前から社会にとって不可欠の要素を示すものとして人間の安全保障 human security という言葉がみられますが、安全は現在の社会や経済を見直すキーワードになりつつあると思われま

安全は単なる「公共」よりも一層理念としての実践的具体的志向性が強いものであるが故に、社会やこれからの世界のあり方を探る際に重要な理念やテーマになってくることは十分に頷けることではないでしょうか。

この機になるべく早く、安全学を日本から世界に向けて問うべく、英訳を進めたいと考えております。

【あかり部門】

諸分野での活動立上げ

いわゆる消費者問題やごみ問題や環境問題、医療の問題や行政問題など安全学のテーマとして取り上げるべき問題は様々考えられます。こうした様々なテーマを統一的に安全という視点から捉えなおしながら検討してゆく機会をつくりたいと考えております。ぜひ企画提案なども含めて、ご参加ください。

また、勉強会的なものばかりでなく、具体的な問題に即した活動を展開したい方もぜひご参加ください。

公開勉強会

各活動プロジェクトに応じて、安全問題の理解について分かりやすい形の公開の勉強会を開催してゆく予定です。

現在、毎週一回定期的に勉強会を行い、メンバーの安全問題に関する研究成果についての検討ばかりでなく、安全問題のもつ広い拡がりに応じて、時事的問題など様々なテーマについて、新聞や雑誌の記事や本についての感想や意見の交換なども行っております。

学習会（有料）

が長年努力してきた経験を生かして、またその指導を受けた者たちが力を合わせて、その勉

強法を普及させたい意味と研究所の活動資金を自前でも捻出したいとの両趣旨を合わせて、日本語と英語の言葉の教育を通じて、中学生や高校生から始める思考力を養い訓練するための塾教室を開きたいと考えています。メンバーもそろいつつある今年度は、すでに3月を経てしまいましたが、とにかく活動を本格化する予定です。

原則として基本的根本的なものを考える力を、英語と日本語をつきまぜながら言葉というものを徹底的に考え理解することによって養成したいと考えています。受験指導などテスト回答技能の向上をめざすのではなく、むしろそうしたものに捕われることなく各人の資質に基づいて基礎的な力を養成することに専念することにしたと考えています。

将来この塾はその趣旨を体して、「致知塾 啐啄舎（ちちじゅく そったくしゃ）」と称することとしますが、その無形のその戸口の左右に朝鶏堂、槿花鮮新の聯を掲げたいと思っています。

その致知は礼記大学篇の句にある「格物致知」の致知であり、中国哲学の基本にあるものです。啐啄同時は禅宗で卵の中の雛の呼びかけとそれに応える雌鶏の外からの殻の打ちこわしが同調して同時に行われ、新しい生が古い生に代わって世に出て次々と伝わっていくことを表しています。

その雛が長じては、晨（トキ）を告げ堂々と公の朝（チヨウ）に集うとともに、他方で家にとどまっては槿花が朝ごとに鮮やかに新しい花を咲かせるということを意味させようとしています。

週1回2～3時間、月額2～3万円程度で1クラス3人を限度とし、一旦決めた金額をみだりに値上げすることは避けたいと考えています。

小学校高学年ならば漢文を含めた日本語を、

中学生になったら日本語の基礎の上に英語を加え、言葉のリズムなどを正確に捉えさせると同時に文法をしっかりと教えながら、いわゆる志望もしくは将来希望の文科系理科系の別を問うことなく、正しい日本語に訳す訓練を致します。

なお、英語の文法と日本語の文法など両方の言葉の大きな違いをしっかりと教え、英語の文法の誤りを訂しながら、むしろ英語の文法のなぞりとしかいいえない不都合極まりない日本語文法とそれにもとづく学校教育のあぶなさについてもしっかりと理解して、日本語英語を超えた言葉そのものの正しい理解を深め、言葉についての直感的直証的理解を深めるとともに、文章展開における論理性そのものを十分に養うことを目指します。学校文法を外れても教えていくということは、決して混乱を招くという心配は経験上ないと確信しています。

現在、参加の意思のある5名のほかに、ご協力いただける方を募集しております。協力の意思や関心のある方は、ぜひお申し出ください。

講演会

安全問題に関する講演会を今年度からいよいよ本格的に開催しようと計画中です。開催地は安全学研究所の本拠とする立川周辺の会館などを予定しております。講演者、講演内容につきましては、ホームページにて随時お知らせしてゆきたいと思いますが、立川周辺施設などでのチラシの配布も同時に行うつもりです。企画のご提案やご意見、講師としてのご協力のお申し出は、随時受け付けておりますので、揮ってお願いいたします。

ホームページでの会報閱讀のお願い

これまで「安全のあかりとあかし」は発行の都度、郵送してお読みいただいていたのですが、何度かご案内させていただいたとおり、この会報はホームページ上でも公開しております。はじめにお知らせしたとおり、今後の活動の重点を学会設立や出版、講演会などに移行する方針ですが、そのための費用の一部は、会報の郵送費用を切り詰めて捻出したいと考えております。

お手数ですが、インターネットをお使いいただける方にはネット上で閲読へのお切り替えいただけますようお願い申し上げます。

現在申し訳ないことですが、発行が不定期になっておりますので、メールにて発行通知を差し上げたいと思います。ご希望の方はお手数ですが、メールにて「会報発行通知ご希望」の旨、お知らせいただけませんか。お手数ですが、今後の運営のためご協力いただけますようよろしくお願いいたします。

会報バックナンバー

発行したすべての号は当研究所ホームページにて公開しております。ご送付をご希望の方には、実費（送料・印刷代）でお送りしますので、ご遠慮なくお申しつけください。

ご寄附ありがとうございました

読者の方から寄附をお寄せいただきました。厚くお礼申し上げますとともに、ご芳名をご紹介します。なお、勝手ながら金額は省略させていただきます。

◎ 竹内秀夫氏（12月13日）

読者の皆様には今後とも当研究所の活動にご支

援ご協力を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

勉強会・プロジェクトについて

- 研究所分室もしくは、立川市社会福祉協議会内の市民活動センターたちかわ (<http://act.annex-tachikawa.com/>) のボランティアルーム（中央線立川駅北口から徒歩約15分）を主として毎週勉強会を行っています。日時やテーマ等についてはお問い合わせ下さい。今後、希望者があれば「安全学索隠」の講演会をすることも考えております。
- 会報の企画・編集や用語辞典作り（月1回程度）のためのデータ整理など、その他ホームページの編集更新などお手伝いいただける方のご参加をお待ちしております。
- 特に立川の近辺にお住まいの方で勉強会や講演会などの企画などに積極的にご助力いただける方のご参加をお待ちしております。

投書・投稿のお願い

【論文・エッセイ】

※800～4000字（原稿用紙2～10枚）程度。郵送、FAX、メールで編集部宛にお送りください。電子データの場合はワードまたはテキスト形式ファイルのメール添付でお送りくださるようお願い申し上げます。現在、募集しているテーマは以下の通りです。

・安全問題に関するもの

得意な分野について、少しでも安全に関連のあるテーマでお寄せくだされば幸いです。

・言葉や概念に関するもの

今回は特に「言葉の正しさ」についてご意見をお寄せくだされば幸いです。「言葉のパトロール」などの欄で取上げさせていただく予定です。

【ご意見・ご感想】

ご自由にご意見をお寄せください。ご質問ご叱責も大歓迎いたします。

- ・今後取上げてほしい言葉やテーマについて
 - ・その他当研究所の活動や会報について など
- 頂いたご意見を会報に掲載させていただくことがあります。

入会のお申込について

当研究所では、現在継続的に会員を募集して

おります。入会ご希望の方は創刊号に同封した入会申込書（ウェブサイトからもダウンロードできます）にご記入の上、事務局までFAXもしくは郵送でお申し込みください。恐縮ですが、郵送費は各自ご負担ください。

読者からのご意見・ご質問

■2号に掲載しました「言葉の正しさ」に関するご質問に対する事務局の意見は、しばらく延期させていただきまます。言葉の正しさをどのように追及していくかということは、安全学における重要な方法論である概念規定にも繋がる重要な問題であります。皆さんの活発なご意見をお寄せいただき、一緒に考えていく道を開きたいと思っておりますので、どうぞお気軽にご意見をお寄せください。

編集後記

■前号より引き続き、表紙に新しく「安全は、「あんぜん」かつ「安_レ全」という言葉を、表紙裏に「表紙の言葉」としてその意味の解説を載せております。安全学研究所の基本的な考え方をまとめたものです。解説にしては少々長くなりましたが、今後もっと短くわかりやすいものにし、パンフレットも作成してゆくつもりです。

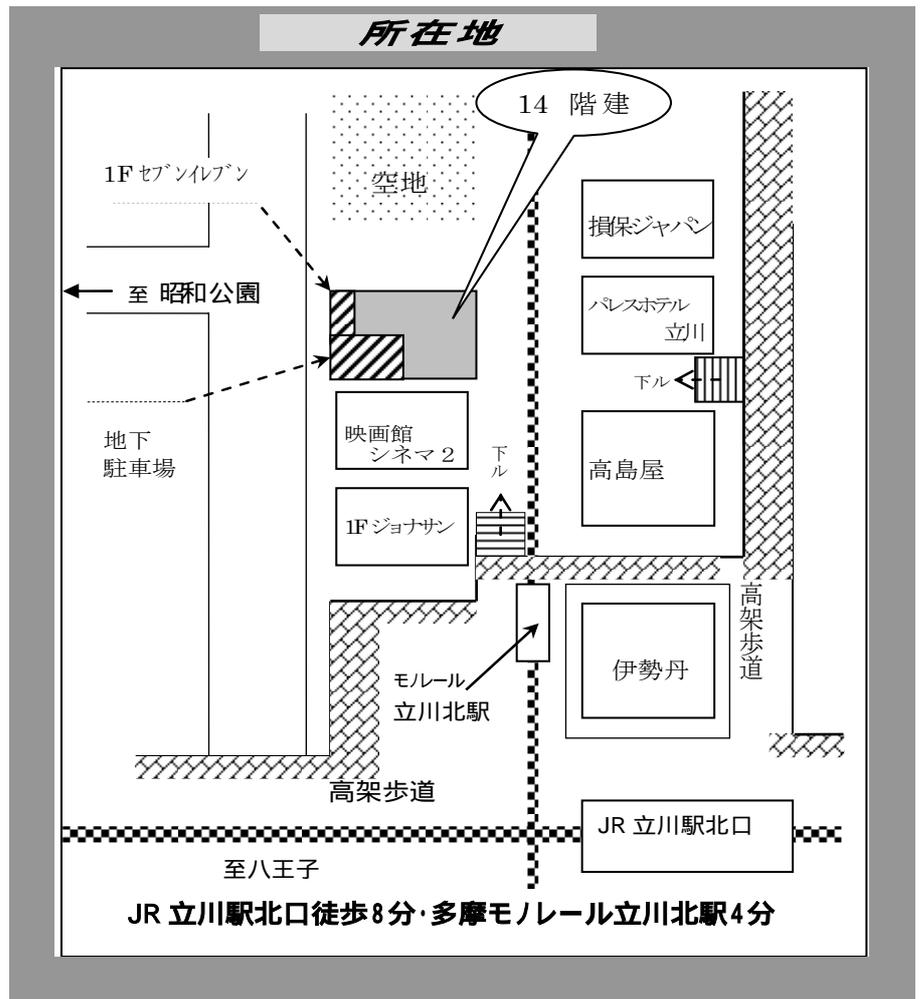
前号の発行より3ヶ月以上の間が空いてしまいましたが、その間世間では、具体的安全問題だけでなく政治を含め様々な出来事がありました。今回の根来・辛島、田村、杉野の原稿は、1月頃の世の中の動きを受けて書かれたものですので、現在から見ると少々古くなっているところもあるかと思いますが、議論そのものは本質的な問題を扱っているものです。時事問題を含め関心をお持ちの方は、ぜひご意見等をお寄せください。

洞爺湖サミットを前に、二酸化炭素排出量削減についての抜本的改革が呼びかけられておりますが、二酸化炭素の排出のみならず資源の無駄ということについても、ゴミ問題と相俟って、衆目を集めております。このような情勢に應えるとともに講演会等の事業費の一部とするため、安全学研究所でも、冊子会報の発行部数を減らし、ホームページ上にてPDFファイル形式で公開している会報をご閲読いただく方法に漸次移行してゆきたいと考えております。本文中でもお知らせしたとおり、発行のお知らせをご希望の方は「会報発行通知ご希望」の旨をメールでお知らせ頂ください。

また、PDFファイルが扱いづらい場合もあるかと思っておりますので、ご希望の方には、引き続き冊子会報をお送りいたします。

■寄稿いただきました原稿は早い段階でいただいておりますが、編集部での作業が遅れたために最大3月ほど送れて掲載しております。ご寄稿いただきました方々にはこの場を借りてお詫びいたします。

所在地



安全のあかりとあかし No.5

平成 20 年 3 月 30 日

編集・発行 特定非営利活動法人 安全学研究所

〒190-0012

東京都立川市曙町 2-42-23 アーバンライフ立川 614 号

☎ / FAX 042-521-2988 E-mail holonomy@aa.bb-east.ne.jp